

第3節 通商政策局	163
1. 世界経済の動向	163
2. 国際経済協力	163
2. 1. アジア太平洋経済協力（APEC）	163
2. 2. G7サミット、G20サミット	166
2. 3. 経済協力開発機構（OECD）	167
3. 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA/FTA）、投資協定	167
3. 1. 世界貿易機関（WTO）	167
3. 2. 経済連携協定、投資協定	174
4. 二国間関係	179
5. 1. アジア大洋州各国関係	179
5. 2. 米州関係	184
5. 3. 欧州・ロシア関係	188
5. 4. 中東・アフリカ諸国関係	192
5. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	195

第3節 通商政策局

1. 世界経済の動向

主要国経済の動向を見てみると、米国の2017年の実質GDP成長率は前年比2.3%増と、2016年の1.5%増から加速するなど、経済は着実に回復が続いている。需要項目別寄与度をみると、GDPの約7割を占める個人消費は引き続き堅調に伸びたことに加え、設備投資の伸びも全体を牽引した。米連邦準備制度理事会（FRB）は、2015年12月にゼロ金利政策を解除した後、段階的に利上げを実施し、2018年3月にはFF金利誘導目標を1.50%～1.75%まで引き上げている。また、FRBは2017年10月から再投資額を減少させることにより保有資産を縮小させている。ユーロ圏経済は、好調な内需と世界経済を背景に堅調に拡大し、2017年の実質GDP成長率は2.4%増と前年を大きく上回った。景気は、過去に比べ高水準を維持しているものの2018年に入って以降、貿易摩擦に対する懸念等を背景に鈍化している。また、貿易摩擦やBREXIT交渉の先行き不透明感は、今後、各国の投資に抑制的に働く可能性がある。英国は2017年、家計消費の伸びが鈍化したが生産が輸出を牽引し、実質GDP成長率は1.8%と前年比プラスを維持した。また中国経済は、2017年全体での実質GDP成長率が6.9%と前年の6.7%より上昇した。しかし、四半期ベースの動きを見ると、2017年後半以降、伸び率は緩やかな低下が見られた。一方、引き続き過剰生産能力、過剰債務、過剰不動産在庫等に起因する経済的リスクも懸念されている。

また、2018年4月時点でIMFが発表した世界経済見通しの中では、好調な貿易に加え、市場の景況感も良好なことから、世界経済は、当面堅調な展開が期待されると見込む。一方で、世界的に貿易制限と報復措置の悪循環が拡大すれば、これまで世界経済の成長を促してきた自由貿易の足かせとなる可能性を指摘した。世界の実質GDP成長率は、2017年は3.8%、今後の見通しについては、2018年は3.9%と、やや加速すると予測した。

IMFの主要国・地域の実質経済見通し

(年変化率、%)

	2017年	今回(2018年4月) 予測		前回(2018年1月) からの変化	
		2018年	2019年	2018年	2019年
世界	3.8	3.9	3.9	0.0	0.0
先進国	2.3	2.5	2.2	0.2	0.0
米国	2.3	2.9	2.7	0.2	0.2
ユーロ圏	2.3	2.4	2.0	0.2	0.0
ドイツ	2.5	2.5	2.0	0.2	0.0
フランス	1.8	2.1	2.0	0.2	0.1
イタリア	1.5	1.5	1.1	0.1	0.0
スペイン	3.1	2.8	2.2	0.4	0.1
日本	1.7	1.2	0.9	0.0	0.0
英国	1.8	1.6	1.5	0.1	0.0
カナダ	3.0	2.1	2.0	-0.2	0.0
新興市場及び途上国・地域	4.8	4.9	5.1	0.0	0.1
ロシア	1.5	1.7	1.5	0.0	0.0
中国	6.9	6.6	6.4	0.0	0.0
インド	6.7	7.4	7.8	0.0	0.0
ASEAN-5	5.3	5.3	5.4	0.0	0.1
ブラジル	1.0	2.3	2.5	0.4	0.4
メキシコ	2.0	2.3	3.0	0.0	0.0
サウジアラビア	-0.7	1.7	1.9	0.1	-0.3
ナイジェリア	0.8	2.1	1.9	0.0	0.0
南アフリカ	1.3	1.5	1.7	0.6	0.8

備考:

*1インドは会計年度ベース。成長率は市場価格ベースの値。

*2 ASEAN5はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。

資料: IMF「World Economic Outlook, April 2018」から作成。

2. 国際経済協力

2. 1. アジア太平洋経済協力（APEC）

APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）は、日本とオーストラリアが主導して1989年に創設した、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みである。発足時には12であった参加国・地域は徐々に拡大し、2018年3月現在では21か国・地域が参加しており、世界全体のGDPの約6割、世界貿易額の約5割、世界人口の約4割を占めている。アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易・投資の実現に向けて、ビジネス活動の円滑化や経済・技術協力などの取組を推進している。

APECは、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義（open regionalism）」を標榜しており、また、NAFTA（North American Free Trade Agreement：北米自由貿易協定）諸国、ASEAN 7か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

（参考）2018年3月現在のAPECメンバー

（※は発足時の12メンバー）

- ・ASEAN（フィリピン※、インドネシア※、マレーシア※、タイ※、シンガポール※、ブルネイ※、ベトナム）
- ・米州（米国※、カナダ※、メキシコ、チリ、ペルー）
- ・オセアニア（オーストラリア※、ニュージーランド※、

パプアニューギニア)

・その他(日本※、韓国※、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア)

(1) 分野別大臣会合

(ア) APEC 貿易担当大臣会合

2017 年 5 月 20 日及び 21 日、ベトナム・ハノイにおいて、APEC 貿易担当大臣(MRT) 会合が開催された。我が国からは世耕経済産業大臣及び菌浦外務副大臣が出席し、多角的貿易体制の支持と WTO, 地域経済統合の深化、零細・中小企業の競争力強化などについて議論が行われた。

1 地域経済統合

地域経済統合の深化については、貿易を通じた経済成長の実現に向け、保護主義を抑制するとの創設時の初心に基づき、新しい時代を切り開くことが求められていると訴えた。今後の APEC の果たすべき役割として、アジア太平洋地域において、(1) 高いレベルの自由で公正な貿易・投資ルールを形成していくこと、(2) 貿易歪曲的措置の是正とレベル・プレーイング・フィールドの確保について改革を後押ししていくこと、(3) 貿易を通じて、小さな起業家や中小企業がグローバル・バリュー・チェーンに参画することで大きく成長する機会を作り出していくことにあると指摘した。その上で、成長地域のアジア太平洋地域において、包摂的、かつ、イノベーション志向の自由貿易を目指していくべきと提案した。

2 デジタル貿易

デジタル貿易については、「コネクテッド・インダストリーズ」というコンセプトをアジア太平洋地域に広げ、各エコノミーの多様な産業のつながりを強化すべく、過度な規制を廃し、情報が自由に流通する環境を整備することが重要であると主張した。その一環として、ベトナムと連携し 8 月に開催される APEC 越境プライバシーールールのセミナーを開催することを報告した。

3 質高インフラ

質の高いインフラについては、フィリピンやベトナムにおけるインフラ開発の関連法制度をレビューし、能力構築の協力を行う日本の取組を紹介するとともに、本取組を更に発展させるべく、インフラの質の確保するための詳細な方法論を明確化するなど、ガイドブックの内容を一層充実

させるイニシアティブを新たに立ち上げることを表明した。

(イ) APEC 中小企業大臣会合

2017 年 9 月 15 日、ベトナム社会主義共和国(ホーチミン)において、APEC 中小企業大臣会合が開催され、我が国からは平木経済産業大臣政務官が出席した。「デジタル時代における零細・中小企業の競争力とイノベーションの強化」を主要議題に、平木大臣政務官から、越境電子商取引(EC)を含む中小企業のデジタル化の推進に関する我が国の支援策について紹介を行った。

また、APEC 域内の中小企業のグローバル・バリュー・チェーンへの参画の拡大に向けて、各エコノミーは、中小企業支援機関や地方政府等との連携を強化し、中小企業に対して充実した支援を可能にするプラットフォームを構築していくことが必要であることを表明した。

さらに、本大臣会合の成果として大臣声明文のほか、「APEC 革新的スタートアップの促進に関する声明」及び「APEC グリーン、持続可能かつ革新的な零細・中小企業戦略」が採択された。

(2) 閣僚会議

閣僚会議は、首脳会議の直前に開催される経済・貿易担当大臣及び外務大臣による会議のことである。分野別の大臣会合(貿易、エネルギー、中小企業、電気通信・情報産業等)などから、その年の議論の内容について報告を受け、成果を確認するとともに、今後 APEC 参加エコノミーが重点的に取り組むべき課題について議論が行われ、共同閣僚声明が発出される。

第 28 回 APEC 閣僚会議は、2017 年 11 月 8 日、ベトナム・ダナンにおいて APEC 閣僚会議が開催された。我が国からは世耕経済産業大臣及び河野外務大臣が出席した。世耕経済産業大臣から、APEC における取組に関し、以下の提案や主張を行い、多くのエコノミーから賛同を得た。

(1) 「地域経済統合のための新たな活力」のテーマにおいては、自由で公正な貿易ルールの実現、デジタル貿易の推進、質の高いインフラの促進の 3 点について、主に以下の発言を行った。

・ 保護主義に対抗し、自由貿易を推進する閣僚たちのコミットメントを明確に示すことが必要と訴え、自由で公正

な貿易ルールを高い水準で設定し、レベル・プレイング・フィールドを広げることの重要性を強調。

- ・ WTO を中核とするルールに基づく多角的貿易体制の強化と、アジア太平洋地域における質の高いルール・メイキングの重要性を指摘。

- ・ デジタル分野での取組を加速し、情報の自由な流通を目指すべき旨発言。

- ・ インフラ関連法制度のレビューと能力構築、「質の高いインフラに関する APEC ガイドブック」を充実させる提案などの日本の取組を紹介し、質の高いインフラ整備を加速していく考えを表明。

(2) 「成長のための新たな活力」のテーマにおいては、零細・中小企業の競争力強化、経済構造改革を進めていく上での国有企業改革、女性の活躍推進を含む「ダイバーシティ経営」の促進、APEC 地域の経済成長や安全保障の増進のための安価で信頼できる多様なエネルギーへのアクセス確保、アジアの LNG 市場の拡大などについて発言した。

閣僚共同声明及び首脳宣言では、多角的貿易体制の支持、保護主義への対抗、レベル・プレイング・フィールドの確保、質の高いインフラの促進など、我が国の主張が十分に反映されました。

(3) 首脳会議

首脳会議は、APEC 参加国・地域首脳が参集し、その年の成果を確認するとともに、APEC が取り組むべき課題と解決に向けた取組の方向性を議論するものである。年 1 回開催され、毎回、首脳宣言が発出されている。

第 23 回 APEC 首脳会議は、2017 年 11 月 10 日から 11 日にかけて、ベトナム・ダナンにおいて開催され、我が国からは、安倍内閣総理大臣が出席した。チャン・ダイ・クアン国家主席が議長を務め「デジタル時代における革新的な成長、包摂性及び持続可能な雇用」、「共通の未来の促進」、「地域の貿易、投資及び連結性のための新たな原動力」をテーマに幅広い議論が行われた。

(1) グローバル経済に関するセッション及び第 1 リトリート：「デジタル時代における革新的な成長、包摂性及び持続可能な雇用」

(ア) 地域及び世界経済の回復を確固たるものとする
と、質の高い成長、構造改革、ビジネス環境改善、質の高い人材開発の促進、零細・中小企業の競争力・イノベーションの強化の方策等について議論が行われた。

(イ) 安倍総理の主な発言

- ・金融・財政政策、構造改革の「3 本の矢」にコミットし続けるべき。

- ・人口減少下の中でも、潜在成長率を高めていくと同時に、人口減少の問題それ自体にもしっかりと手を打っていく。そのため、「生産性革命」と「人づくり革命」という二つの旗を掲げ、全力で取り組んでいく。

- ・日本はアジア太平洋地域の「成長の好循環」を目指し、デジタル貿易、UHC(*)と高齢化社会への対応を実現する「アジア健康構想」、持続可能な農業の促進、エネルギー協力等の面で積極的に貢献する。

(注) UHC (Universal Health Coverage) : 全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを必要な時に支払い可能な費用で受けられる状態。

(2) ワーキングランチ「共通の未来の促進」

(ア) APEC の今後の方向性、その存在感を高める方策等について議論が行われた。

(イ) 安倍総理の主な発言

- ・APEC の活動のコアは、貿易・投資の自由化。

- ・APEC はこれからも、産業界と連携しつつ、デジタル貿易等の新しい課題にも、「自由化」の旗の下、大胆に取り組むべき。

(3) 第 2 リトリート：「地域の貿易、投資及び連結性のための新たな原動力」

(ア) 地域の貿易、投資及び連結性における APEC の役割、質の高いインフラ投資、サプライチェーン連結性、サービス競争力、インターネット及びデジタル経済、電子商取引、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP (エフタープ)) の最終的な実現に向けた取組、多角的貿易体制等について議論が行われた。

(イ) 安倍総理の主な発言

- ・自由貿易は平和と繁栄の礎。保護主義は、世界経済全体の縮小に繋がり、どの国にも得にならない。

- ・「レベル・プレイング・フィールド」(公平な競争条件)

を世界に広げることが、自由貿易の果実を公正に分配する前提。市場歪曲的措置を是正するとともに、国有企業の改革を進め、「不公正な貿易慣行」を除去することが重要。

・WTO を中核とするルールに基づく多角的貿易体制を強化していくことが重要。来月の第 11 回 WTO 閣僚会議(MC11)の成功に向け結束すべき。

・野心的な地域貿易協定の推進も重要。自由貿易の旗手として、TPP、質の高い RCEP 等の経済連携協定や投資協定を積極的に推進していく。特に、TPP 閣僚会合で 11 か国での TPP 早期発効につき大筋合意できたことは、世界に向けた力強いメッセージ。

・FTAAP については、野心のレベルを高く保ち、将来的な実現に向け必要な取組を着実に実施していこう。

・アジア太平洋地域の膨大なインフラ需要に適切に応え、連結性を強化するためには、質の高いインフラが不可欠。

2. 2. G7 サミット、G20 サミット

(1) G7 タオルミーナ・サミット (2017 年 5 月)

イタリア・タオルミーナで開催された G7 サミットは、首脳の過半(トランプ大統領、マクロン大統領、メイ首相、ジェンティローニ首相)が、G7 サミット初参加となった。首脳宣言では、世界経済について、「世界経済の回復は勢いを増しているが、成長は依然として穏やかであり、かつ、GDP は多くの国で潜在 GDP を下回っており、リスクのバランスは下方に傾いている。我々の最優先事項は、より高い生活水準及び質の高い雇用を実現するまで世界の成長を引き上げることである。このために、我々は、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ、包摂的な成長を実現するために、全ての政策手段—金融、財政及び構造政策—を個別的にまた総合的に用いるとの我々のコミットメントを再確認する。」としている。

また、格差について、「我々は、単に収入におけるもののみならず、あらゆる形態の格差が主要な問題の源であることを認める。実際、世界レベルにおいても、行き過ぎた格差が、信任を損ない、将来の成長可能性を制限してしまう。さらに、格差は、社会的結合を害し、制度を圧迫しながら、国内の地域間格差を助長し、世代間の流動性を損なう。この点において、我々は、世界経済があらゆる人のために作

用するよう、我々の経済及びコミュニティの能力及び強じん性を変化の速度に即応できるものとすべく努める。」と表明している。

貿易については、「自由で、公正で、互恵的な貿易及び投資は、相互的な利益を創出しながら、成長及び雇用創出の主要な原動力である」との認識を示した上で、「不公正な貿易慣行に断固たる立場を取りつつ、我々の開かれた市場を維持するとともに、保護主義と闘う」というコミットメントを再確認し、同時に「貿易が必ずしも常にあらゆる人の利益のために作用してきたわけではないこと」を認め、「世界経済が提供する機会を全ての企業及び市民が最大限享受できるような適切な政策を採用すること」へのコミットメントを表明した。また、「ルールに基づく国際的な貿易体制の重要性を認識する」として、「我々は協力して、全ての WTO 加盟国による全ての WTO ルールの完全かつ透明な実施及び効果的かつ適時の執行を確保するために WTO の機能を改善し、また、第 11 回 WTO 閣僚会議の成功を達成すること」をコミットした。加えて、「真に公平な競争条件を促進するため、あらゆる貿易歪曲的な慣行(ダumping、差別的な非関税障壁、強制的な技術移転、市場を歪曲する政府及び関連機関による補助金その他の支援を含む。)の撤廃を推進する」としている。その上で、過剰生産能力問題について、「鉄鋼、アルミニウムその他主要な産業部門における世界的な過剰生産能力に対処し、こうした問題が他の分野で発生しないよう、協力を更に強化し、パートナーと共に取り組んでいくことにコミットする。この意味において、鍵となる技術の促進を目標とした市場歪曲的な措置に懸念を持っている。このため、我々は、G20 により設立され、OECD により支援される鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの設立を歓迎し、全てのメンバー国に対し、世界的な鉄鋼の過剰生産能力の根本原因に対処するために、市場の機能及び調整を強化する効果的な政策的解決策を速やかに実践するよう求める。」と表明した。

(2) G20 ハンブルグ・サミット (2017 年 7 月)

2017 年 7 月に開催された G20 ハンブルグ・サミットでは、首脳宣言において、「開かれた市場を維持する」とともに、「全ての不公正な貿易慣行を含む保護主義と引き続

き闘う」こと、「公平な競争条件を確保するため努力する」こと、「ルールに基づく国際的貿易体制の極めて重要な役割を強調する」こと、「交渉、監視、紛争解決制度に関わる WTO の機能の向上のため協力する」こと等について合意。

また、過剰生産能力についても、「過剰生産能力が国内生産、貿易及び労働者に与える継続的な負の影響を認識」とともに、「集団的な解決策を見出すための協力を一層強化することにコミット」した。また、「政府及び関連主体による市場歪曲的な補助金及びその他の支援措置の撤廃を緊急に求める」こと、「鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの構成国に対し、鉄鋼の過剰生産能力を減少させる具体的な政策的解決策を速やかに構築する」よう要請するとともに、「2017 年 11 月までに、具体的な政策的解決策を含む実質的な報告がなされること、また、2018 年中に進捗をフォローアップする報告がなされること」への期待が表明された。

前年定例化が決定された貿易大臣会合は開催されなかったが、局長級の貿易投資作業部会（TIWG）は 3 回開催され、1）貿易のメリット、2）貿易措置のモニタリング、3）投資円滑化について議論が行われた。

翌年以降の議長国について、2019 年は日本で、2020 年はサウジアラビアで G20 を開催することが決定された。

2. 3. 経済協力開発機構（OECD）

（1）沿革

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948 年 4 月、欧州の 16 か国で OEEC（欧州経済協力機構）が発足した。その後 1961 年 9 月に米国及びカナダが加わり、世界的視野に立った国際機関としての OECD（経済協力開発機構）へ発展的に改組。我が国は 1964 年に 21 か国目として加盟。2017 年現在、35 か国が加盟。

※OECD加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、

チリ、イスラエル、ラトビア

OECDの目的は、加盟国間の自由な意見交換及びピアレビュー、統計の整備等を通じて、[a]経済成長、[b]貿易自由化、[c]途上国支援、の3点に貢献すること（OECDの三大目的）である。理事会の下、政策分野毎の約 30 の委員会で議論が行われるとともに、閣僚理事会が年 1 回開催される。サミット直前の開催が慣例であり、閣僚理事会における経済成長、多角的貿易等についての議論はサミットの議論に影響を与える。

（2）閣僚理事会

（ア）概要

2017 年 6 月 7 日～8 日、フランス・パリで OECD 閣僚理事会（議長国：デンマーク、副議長国：豪州、英国）が開催され、我が国から、松村経済産業副大臣及び菌浦外務副大臣ほかが出席した。今次閣僚理事会のテーマは、「グローバル化を機能させるために：全ての人々によりよい生活を」。反グローバル化や保護主義的な風潮が拡大する中、非常に時宜を得た会合となった。

（イ）主な論点

松村経済産業副大臣は「全ての人々の利益のための国際貿易及び投資（議題 9）」のセッションに出席し、リードスピーカーとして、保護主義や不公正な貿易慣行への対抗、ルールに基づく多角的貿易体制の重要性、過剰生産能力問題の解決に向けた取組の必要性等を主張し、これらの点は議長声明にしっかり反映された。

3. 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA/FTA）、投資協定

3. 1. 世界貿易機関（WTO）

（1）多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関（WTO）

1930 年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948 年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とする GATT（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。GATT

T 締約国は、数次のラウンド交渉¹を含む 8 度の多角的交渉を経て、相当程度の関税削減及び関税以外の貿易関連ルールの整備を実現し、1995 年には、G A T T を発展的に改組して W T O（世界貿易機関）を設立した。

現在 164 か国が加盟する W T O は、①交渉（ラウンド交渉などによる W T O 協定の改定、関税削減交渉）、②監視（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）、③紛争解決（W T O 紛争解決手続による貿易紛争の解決）の機能を有し、多角的な貿易を規律する世界の貿易システムの基盤となっている。具体的には、① W T O の交渉機能については、2001 年、W T O 設立後初のラウンド交渉として「ドーハ開発アジェンダ」が立ち上げられ、17 年経った現在に至るまで交渉が継続されている。ラウンド交渉が進まない中、I T A（情報技術協定）拡大交渉のほか、E G A（環境物品協定）交渉や T i S A（新たなサービス貿易協定）交渉といった有志国による個別ルール・分野毎の複数国間交渉（プल्ली交渉）が積極的に行われてきた。② W T O の監視機能は、保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。③ W T O の紛争解決機能は、二国間の貿易紛争を政治化させることなく中立的な準司法的手続によって解決するシステムである。W T O において、協定（ルール）の実施に係る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。我が国もルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消し、先例の蓄積によってルールを明確化させることを目指し積極的に活用している。本節では、ドーハ・ラウンド交渉の状況、I T A 拡大交渉、E G A 交渉、T i S A 交渉、といったラウンド外の複数国間（プल्ली）交渉のほか、新たな課題への取組、保護主義抑止に向けた取組、W T O 協定の実施、紛争解決手続きを概観する。

（ア）ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

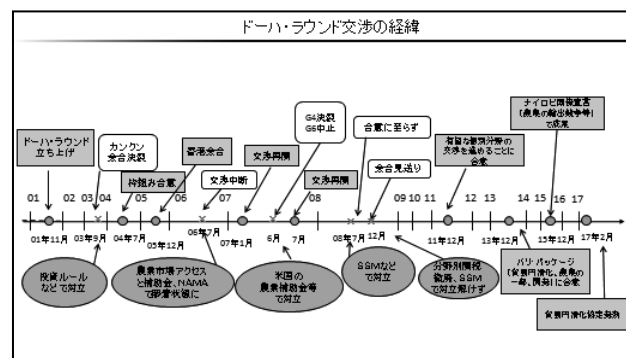
2001 年にカタールのドーハで行われた第 4 回 W T O 閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）（第 1 図）は、製品の貿

易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバル化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である（第 2 図）。日本にとって本ラウンドの推進は、1. 他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、2. 我が国サービス産業の海外市場への参入を容易にする、3. 通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、4. 加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる、等の意義がある。

ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは 8 年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008 年 7 月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011 年 12 月の第 8 回 W T O 閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しが無いことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。

その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013 年 12 月にインドネシア・バリで開催された第 9 回 W T O 閣僚会議（M C 9）において精力的な交渉の結果、W T O 設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

第 1 図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



¹ 1960 年に開始された第 5 回交渉（ディロン・ラウンド）以降、多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

資料：経済産業省作成

第2図 ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	関税削減(スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃)、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、国内規制の透明化等の規律強化
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い(S & D)
TRIPS (知的所有権)	ワイン・スピリッツの地理的表示(GI) 多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成

2015 年 12 月にケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議 (MC10) においては、農業の輸出競争 (輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等)、開発分野で合意を得るとともに、I T A 拡大交渉の妥結をみた (詳細後述)。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉継続の可否に関して両論併記され、また時代に即した新たな課題への取組 (詳細後述) の有無についても、同様に両論併記された。

第 11 回 WTO 閣僚会議 (MC11) は 2017 年 12 月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた。成果文書については、閣僚会議の最終日まで参加閣僚による交渉が行われたが、閣僚宣言はまとまらず、議長声明の発出にとどまった。また、農業についても、今後の交渉の進め方を含め合意を得ることはできず、先進国、途上国等立場が異な

る多くの国の全会一致による合意の難しさが閣僚会議の場においても示された形となった。そうした中でも、各加盟国からは WTO に関与し続ける姿勢は示され、全加盟国での目立った成果は出せなかったものの、漁業補助金について、第 12 回閣僚会議 (MC12) に向けて議論を継続することとなった。また、電子商取引、中小企業 (MSMEs)、投資円滑化といった新しい課題について、今後の WTO における議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。

なお、MC11 のマージンで、第 1 回日米欧三極貿易大臣会合が開催され、日本、米国、EU の三極が連携し、第三国による市場歪曲的な措置に対処していくことに合意した。2018 年 3 月にはベルギー・ブラッセルで第 2 回会合を開催し、①産業補助金に対するルールの強化に向けた検討、②WTO における共同での協議要請の検討、③G7、G20、OECD といった国際フォーラムにおける連携、等の具体的な共同アクションに合意した。

(イ) I T A (情報技術協定) 拡大交渉

(A) 拡大交渉の背景

I T A (情報技術協定) は、I T 製品 144 品目 (HS 6 桁ベース：附属書 A²掲載品目のみ) について、I T A 参加国の当該品目の譲許税率を撤廃する取決めである。1996 年 12 月のシンガポール WTO 閣僚会議の際に日米 EU 韓など 29 か国で合意し、1997 年に発効した。それ以降、中国、インド、タイなど参加国数が拡大し、2018 年 3 月末現在、82 か国・地域 (ただしメキシコ、ブラジル等中南米の主要国や南アフリカ等は未参加) が協定に参加している。これらの国の I T A 対象物品の世界貿易総額に占める割合は 97% 以上となっている。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、デジタルカメラ (静止画用) 等である。

現行協定の発効から 18 年が経過し、その間の技術進歩を受け、I T A 協定の品目リストの拡大と対象範囲の明確化に対する各国産業界からの期待が高まっていった。

I T A 拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たに I T A の

²I T A 対象品目のリストは、附属書 A (対象品目が HS によって特定されている品目) と、附属書 B (関税分類にかかわらず対象とされる品目リスト) で構成されている。

対象とする品目リストの拡大や、範囲を巡って過去にWTOの紛争解決手続に付託されたこともある、ITAの対象等(現行協定の附属書Bから附属書Aへの移行を含む)の明確化を目的としている。

(B) 拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011年3月に、日本、米国、韓国、台湾等、17か国39業界団体(その後、同年5月に18か国41団体)がITA拡大を要請する共同声明を発表。これを受け、ITAの主要参加国(日本、米国、中国、韓国、台湾など)がほぼ全て参加するAPECで、日本、米国が連携してWTOでのITA拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、「APECエコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリーダーシップを発揮していく」旨に合意した。

このAPEC首脳宣言を受けて、日本、米国連携の下、2012年前半の交渉開始を目指して協定参加国間の意見調整を行ってきた。他方で、交渉立ち上げの最終局面まで、EUが関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせてITA拡大交渉を行うべきと強く主張し、ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、WTOが迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各国との間で協議が続いた。日本、米国は、各国と連携してEUに対して働きかけを行い、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことでEUも合意し、交渉立ち上げの道筋ができた。

2012年5月には、日本、米国等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーをWTOに提出し、5月14日にジュネーブのWTO事務局で開催されたITA15周年記念シンポジウムの翌日に開催されたITA委員会公式会合で、ITA拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質的な交渉が開始された。

(C) 拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に1回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014年11月のAPEC北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015年

7月、交渉参加メンバーは拡大対象品目201品目(新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器、医療機器等)に合意し、同月、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、WTO一般理事会で報告・公表された。

2015年9月からは、我が国がITA拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行った。そして、2015年12月、ケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議(MC10)において、林元経済産業大臣が議長を務め、対象品目の世界貿易額の90%以上をカバーする、53メンバー(EU加盟国28か国を含む)で交渉妥結に至った。

201対象品目の全世界貿易額は年間1.3兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約10%に相当する。これは自動車関連製品が世界貿易に占める割合4.8%を大幅に上回る規模である。日本からの201対象品目の対世界輸出額は約9兆円(日本の総輸出額約73兆円の約12%)輸出先での関税削減額は約1700億円と試算される。(2014年の貿易データを基に試算。)

(ウ) EGA(環境物品協定)交渉

(A) 議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合(CTESS)の設置が盛り込まれ、これを受けて、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実効関税率を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

(B) 交渉立ち上げまでの経緯

APECにおいて環境物品54品目の関税削減が合意されたことも受け、2012年11月より、ジュネーブにおいて、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」国(日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー)で、WTOでの今後の環境物品自由化の交渉の進め方についての議

論が開始された。

2013 年 6 月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画」を発表。その中で、A P E C 環境物品リストを基に、W T O において、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後 1 年間で当該品目の世界貿易シェアの 90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013 年 10 月の A P E C パリ首脳会議において、A P E C 環境物品リストを基に W T O で議論を前進させる機会を探索する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014 年 1 月に、ダボスの W T O 非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志国 14 か国・地域（日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）が、W T O における環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014 年 7 月に、有志国 14 か国・地域で環境物品交渉を立ち上げ、A P E C で合意した 54 品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

(C) 交渉の現状

2014 年 7 月以降、2 か月に 1 ～ 2 回のペースで交渉会合がジュネーブで開催されている。2015 年 4 月以降、積み上げが行なわれた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015 年 11 月の交渉会合では、同年 12 月のケニア・ナイロビで開催された第 10 回 W T O 閣僚会議（M C 1 0）での品目合意を目指し議論が行なわれたものの、合意には至らなかった。

2016 年 5 月の G 7 伊勢志摩サミット、6 月の O E C D 閣僚理事会のマージンでの閣僚級会合を経て、同年 9 月の G 20 首脳会合までの妥結を目指す方向で合意した。

2016 年 7 月、G 20 上海貿易大臣会合のマージンで、交渉参加 10 メンバーの閣僚級会合が開催された。G 20 貿易大臣会合声明において「9 月の杭州サミットまでに着地点に達した上で、本年末までに行なわれる E G A 閣僚級会合で妥結することを目指す」ことに、中国を含む形で、合意した。

2016 年 9 月、G 20 杭州サミット首脳宣言において、「交

渉の着地点に到達したことを歓迎し、参加国の核心的な懸念に対処する効果的な方法を見出した上で、残された懸隔を埋め、幅広い環境物品に対する関税撤廃を追求する野心的な未来志向の E G A を 2016 年末までに妥結するための努力を倍加するとの目標を再確認」された。

G 20 杭州サミット首脳宣言で年内妥結に向け努力を倍増するとされたことを踏まえ、2016 年 12 月に妥結を目指し閣僚会合を開催。しかし同会合では対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。

交渉参加メンバーは、2015 年 1 月からはイスラエルが、3 月からはトルコ及びアイスランドが交渉に加わり、2018 年 3 月末現在では 46 か国・地域（E U 28 カ国を含む）が交渉に参加している。

今後の交渉スケジュールは未定だが、我が国としては、2017 年 8 月に E G A 北京シンポジウムを主催するなど早期交渉再開のモメンタム醸成に取り組んでいる。

(エ) T i S A（新たなサービス貿易協定）交渉

1995 年の G A T S 発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及をはじめとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきていることを背景に、W T O においても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国は F T A / E P A の締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011 年 12 月に開催された第 8 回 W T O 閣僚会議では、1. 途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、2. 一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

これを受け、2012 年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。

2012 年 7 月 5 日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21 世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、

2013 年 6 月には、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い³、2 か月に 1 回程度の頻度で交渉を行ってきた。2016 年 1 月の T i S A 非公式閣僚会合で、2016 年中の交渉妥結を目標として交渉を加速化することで一致し交渉が行われたが、議論の収束には至らなかった。2018 年 3 月末現在のメンバーは、51 か国・地域（日本、米国、E U（28 か国）、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャス）である。

（オ）貿易円滑化協定

貿易円滑化協定は、貿易取引の時間とコストを削減し、貿易・投資の拡大を通じた経済の成長・発展を目指す協定である。ドーハ・ラウンド交渉の成果であり、1995 年の W T O 設立以来はじめて全加盟国が参加して作成された新協定である。

貿易円滑化協定は 2004 年 11 月にドーハ・ラウンド交渉の一分野として交渉が開始され、2013 年 12 月第 9 回 W T O 閣僚会議でバリ合意の一部として採択された。2014 年 11 月には全加盟国が参加する W T O 一般理事会で貿易円滑化協定を W T O 協定に追加するための改定議定書が採択された。その後 2017 年 2 月、W T O 全加盟国（164 加盟国）の 3 分の 2（110 加盟国）の受諾により発効に至った。

貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性の向上に関する措置、税関手続きの迅速化・簡素化に関する措置、途上国に対する優遇措置及び能力構築などを内容とする。W T O によれば、協定の完全な実施により、加盟国の貿易コストは平均 14.3% 減少すると試算されている。さらに、貿易円滑化協定は貿易・投資の拡大に加え多角的貿易体制の強化にも資するものであり、協定に含まれる条項がすべての加盟国で完全に実施されるよう、我が国としても積極的な働きかけを行っている。

（カ）保護主義の抑止

世界経済危機以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まった⁴。そうした国内の圧力を受けて保護主義的措置をとる国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制を体现する W T O は保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化している。そうした中、下記に述べるような保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントはますます重要となっている。

G 7、G 20 および A P E C などの国際会議の場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国は W T O 協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。2016 年 5 月の G 7 伊勢志摩サミット、9 月の G 20 杭州サミット、10 月の日中韓経済貿易大臣会合、11 月の A P E C 首脳会議・閣僚会議、の成果文書において、保護主義抑止の必要性について再確認された。

また、G 7、G 20 および A P E C などにおける保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、W T O 整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制に加えて、2 つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティール（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、即ち、「ロールバック」のコミットメントである。2016 年 9 月に中国・杭州で開催された G 20 杭州サミットでは、2018 年までの「スタンドスティール」約束及び「ロールバック」のコミットメントを再確認した。⁵

（キ）新たな課題への取組

第 10 回 W T O 閣僚会議（M C 10）の閣僚宣言において「新たな課題」への取組みを求める立場が初めて明記されたことを受け、電子商取引、M S M E s、投資円滑化とい

³ 外務省 HP（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html）参照。

⁴ 『通商白書 2009』第 2 章第 3 節参照

⁵ 2014 年の G 20 ブリスベン・サミットでも、2013 年の G 20 サンクトペテルブルグ・サミットにおけるスタンドスティール及びロールバックのコミットメントが再確認された。

った新たな課題に関する議論が開始された。第 11 回 WTO 閣僚会議 (MC11) では、これらの課題に関し、有志国による共同声明が発出され、WTO での議論を進めていくことが確認された。特に電子商取引については、我が国の主導により、豪州、シンガポールと共に WTO における電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの意思を共有する国を集めた有志国閣僚会合を開催し、71 の WTO 加盟国が参加する共同声明の発出に至った。この共同声明を受け、2018 年 3 月から有志国会合が定期的に開催され、電子商取引に関する将来的なルール作りにもつれた議論が行われている。

(ク) 紛争解決手続に付託して解決を図っている事案
我が国は、WTO 協定に違反する外国政府の政策・措置について、二国間交渉や WTO 紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国として WTO 紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

(A) 韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対する AD 措置
2014 年 2 月、韓国政府は韓国国内企業からの申請を受けて、日本からの空気圧伝送用バルブに対する AD 調査を開始した。2015 年 1 月、韓国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして AD 税を賦課する最終決定を行い、同年 8 月に課税を開始した。

本件において、韓国側は、輸入品が国内品の価格に対して影響を与えていることに関する説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係の認定上の瑕疵があり、また、重要事実開示等の調査手続上の瑕疵があると考えられ、韓国の本件 AD 措置は、AD 協定に違反する可能性がある。

我が国は韓国政府に対し、AD 協定に整合しない本件 AD 措置の撤廃を求め、二国間の対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2016 年 3 月、本件 AD 措置について、WTO 協定に基づく二国間協議要請を行った。協議結果を踏まえ、同年 6 月 9 日に、我が国は WTO に対し、本件 AD 措置について、パネルでの審理を要請し、同年 7 月 4 日、パネルが設置された。2017 年 11 月に当事国配布されたパネル最終報告書（公表は 2018 年 4 月予定）は、日本の核となる主張を認め、韓国 AD 措置を WTO 協定不整合と認定している。

(B) インドの日本製熱延鋼板に対するセーフガード措置

インド政府は 2015 年 9 月 7 日、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、同年 9 月 9 日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015 年 9 月 14 日から暫定措置による課税を開始した。暫定措置は最長 200 日間とされている。2016 年 3 月 15 日、インド商工省セーフガード総局は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて同年 3 月 29 日、インド財務省は、暫定措置の開始から起算して 2 年 6 か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO 協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATT に基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、GATT 上の譲許税率が 40% であるとの記載はあるものの、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定（日印 CEPA）を締結しており、当該品目の関税を引き下げている。しかし、日印 CEPA に基づく関税譲許の義務は、上記 GATT19 条 1 項(a)の規定する「GATT に基づいて負う義務」ではないため、WTO 協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印 CEPA による関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実を GATT19 条 1 項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならないと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

加えて、セーフガードを適切に発動するためには、GATT19 条 1 項(a)や SG 協定上の実体要件・手続要件を満たす必要があるが、これら要件の多くも適切に満たしていないと考えられる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定

しておらず、本措置は GATT19 条 1 項 (a) や SG 協定に不整合であると考える。

我が国は、2015 年 9 月の調査開始以降、インドの本件措置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じ WTO 協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016 年 12 月、我が国はインドに対して WTO 協定に基づく二国間協議要請を行った。二国間協議は 2017 年 2 月に実施されたが、熱延鋼板のセーフガードについては協議による解決に至らなかったため、同年 3 月に WTO 紛争処理小委員会（パネル）での審理を要請し、同年 4 月にパネルが設置され、現在パネル審議中である。

また、インド政府が 2016 年 2 月に導入した鉄鋼製品に対する最低輸入価格制度（Minimum Import Price : MIP）は、品目毎に設定した最低輸入価格を下回る鉄鋼製品についてインド国内への輸入を禁止・制限する措置であり、GATT 第 11 条（輸入数量制限の一般的廃止）に違反する可能性が高いとして上記セーフガード措置と同時に WTO 協定に基づく二国間協議要請を行った。インド政府は MIP を 6 ヶ月間の時限措置として導入し、適用期間の延長を繰り返していたが、協議要請後は延長を措置せず、2017 年 2 月に MIP は失効した。

(D) ブラジルの内外差別的な税制恩典措置について

ブラジルは、2011 年 9 月、自動車に対する工業品税（工業品に課される付加価値税）の税率を 30% 引き上げるとともに、2012 年 10 月より、自動車メーカーに対して、ブラジル国内での一定の製造工程の実施、ブラジル国内での研究開発等への投資などの要件を満たした場合、自動車の製造に使用されたローカルコンテンツの比率等に応じて、工業品税の減税を認める政策（イノバール・アウト）を実施した。また、情報通信機器分野においても、ブラジル国内での生産・投資やローカルコンテンツの使用等に関連付けた税制恩典措置等を行った。

これらの措置は、税の減免等という利益を受ける上で輸入品を不利に扱っており、ローカルコンテンツの利用を奨励している点で GATT 第 3 条及び TRIMs 第 2 条、補助金協定第 3. 1 条 (b) 号等に抵触する可能性があることから、15 年 7 月に、ブラジルに対して二国間協議要請を行った。同年 9 月にブラジルとの協議を実施したが、満足はいく解決策が得られなかったことからパネル設置要請を

行い、同月、パネルが設置され、17 年 8 月にパネル最終報告書が加盟国配布され、ブラジルの措置は WTO 協定不整合と認定された。その後、同年 9 月にブラジルがパネル報告書の判断を不服として上級委員会への申立てを行い、現在上級委で審議中である。

3. 2. 経済連携協定、投資協定

(1) 経済連携協定 (EPA/FTA)

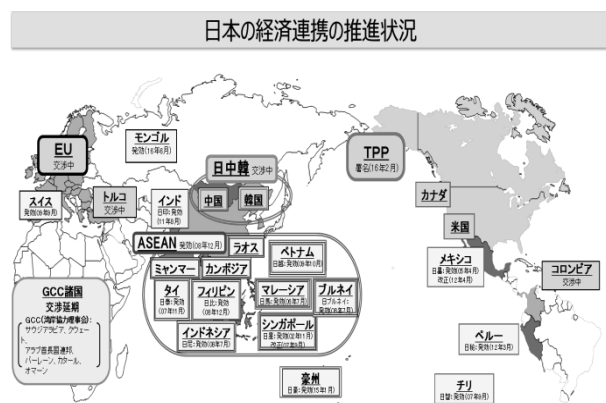
EPA（経済連携協定）/ FTA（自由貿易協定）とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする 2 国間又は多国間の国際協定をいう。

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

1990 年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA/FTA の締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと（例：米国が NAFTA（1994 年発効）、EC（1993 年に EU へ発展）が単一市場の構築への取組を加速させる等）、②NIEs や ASEAN がいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中で EPA/FTA を活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000 年代後半以降、WTO ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的に EPA/FTA を結ぶようになったこと等が挙げられる。GATT 第 24 条等に基づく地域貿易協定 (RTA) の通報件数を見ると、1948 年から 1994 年の間に GATT に通報された RTA（FTA や関税同盟等）は 124 件であったが、1995 年の WTO 創設以降、400 を超える RTA が通報されており、2018 年 3 月 30 日時点で GATT/WTO に通報された発行済み RTA は 456 件に上る。

以下、2017 年度までの取組について説明する。

図：日本の経済連携の推進状況



(ア) アジア太平洋地域の経済統合と世界の F T A 動向
アジア太平洋地域では、A P E C 参加国・地域の間で、アジア太平洋自由貿易圏 (F T A A P) の実現が目指されており、そのための道筋として、環太平洋パートナーシップ (T P P)、東アジア地域包括的経済連携 (R C E P)、日中韓 F T A 等の広域経済連携の取組が同時に進行している。

2013 年 3 月には日中韓 F T A、2013 年 5 月には R C E P についてそれぞれ交渉が開始され、米国と E U との間でも 2013 年 7 月に T T I P 協定交渉が開始した。2016 年 3 月現在、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組が同時並行で進行している。これらの取組が相互に刺激し合うことで高い相乗効果を生み、先進国間でも高いレベルの E P A / F T A の締結が進むことで世界全体の貿易投資に関するルール作りが進むことが期待されている。

米国の T P P 離脱表明をはじめ、世界で保護主義の風潮が高まる中、我が国は自由貿易の旗手として、自由で公正な市場を、アジア太平洋地域を始め世界に広げていくことを目指していく必要がある。

(イ) 我が国の経済連携取組状況

(A) 環太平洋パートナーシップ (T P P : Trans-Pacific Partnership) (2016 年 2 月 4 日署名)

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定 (以下、TPP) に関し、2013 年 3 月に参加を表明、同年 7 月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの 11 か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月米国アトランタで大筋合意に至り、。2016 年 2 月 4 日に

オークランドで署名がなされた。

日本国内に於いては、2016 年 12 月 9 日に、T P P 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017 年 1 月 20 日、T P P 協定現署名国 12 ヶ国の中で最も早く国内手続き完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017 年 1 月 30 日に、T P P 協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及び T P P 協定署名国各国に対して発出した。

(B) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (C P T P P : Comprehensive Progressive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

2017 年 1 月に米国が TPP からの離脱を参加各国に通告した後、同年 3 月 15 日にチリにおいて T P P 閣僚会合が開催された。閣僚会合の結果、米国を除く TPP 協定署名 11 か国が今後も結束して対応することを確認する共同声明が発出された。

共同声明を踏まえ、2017 年 5 月 21 日にベトナムで T P P 閣僚会合が開催された。本会合では、原署名国の参加を促進する方策も含めた、TPP の早期発効のための選択肢の検討を 11 月の APEC 首脳会合までに完了させること等に合意した。その後 7 月に日本、8 月豪州、9 月・10 月と日本で首席交渉官会合が開催された。

11 月 9 日にベトナムにおいて TPP 閣僚会合が開催された。新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意 (大筋合意) した。翌 10 日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成した。閣僚声明には①11 か国による TPP (以下 TPP11) について合意に達したこと、②TPP11 が、TPP の高い水準、全体的なバランスを維持していること等が盛り込まれた。

2018 年 1 月に東京で首席交渉官会合が開催され、11 か国間で TPP11 の協定文が最終的に確定した。

3 月 8 日 (現地時間)、チリにおいて TPP11 協定の署名を実現した。今後は各国が国内手続きを進め、早期発効を目指す。

(C) 日 E U ・ E P A (交渉妥結 2017 年 12 月 8 日)

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、E U との E P A 交渉が挙げられる。我が国と E U は、世界人口の 1 割、貿易額の 4 割、G D P の 3 割を占める重要な

経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日本・EU間の貿易投資を拡大し、双方の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先頭役を果たすものといえる。

2013年4月の交渉開始以降、2017年4月までに18回の交渉会合が開催され、2017年7月8日の日EU定期首脳協議において交渉の基本的要素について大枠合意を確認し、同年12月8日に日EU首脳間で交渉妥結が確認された。

(D)東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）（交渉中）

RCEPは、世界全体の人口の約半分、GDPの約3割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的にはFTAAPの実現に寄与する重要な地域的取り組みの一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域EPAが実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によってEPAを活用する企業の負担軽減が図られる。

2013年5月にブルネイで第1回交渉会合が開催されて以降、2018年3月までに21回の交渉会合と9回の閣僚会合（4回の中間閣僚会合含む）が開催されている。現在、貿易交渉委員会（Trade Negotiating Committee）に加え、物品貿易、原産地規則、税関手続・貿易円滑化、衛生植物検疫措置（SPS）、任意規格・強制規格・適合性評価手続（STRACAP）、貿易救済、サービス貿易、金融サービス、電気通信サービス、人の移動、投資、競争、知的財産、電子商取引、政府調達、紛争解決といった幅広い分野について交渉が行われている。経済技術協力、中小企業については2016年に合意。

2018年3月3日にシンガポールにおいて開催された第4回RCEP中間閣僚会合では、ASEANから年内妥結を目指す発言があり、日本からは、市場アクセス、ルール分野及び協力のバランスを取りつつ、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目指すASEANを支持

する旨を表明した。また、各国の首席交渉官に対して、交渉を最終ラインに近づける具体的な成果の達成を確保するよう指示を行った。

東アジアの成長を取り込み、我が国産業の国際展開を後押しするものとなるべく、引き続き包括的で質の高い協定の早期妥結を目指し交渉を進めていく。

(E)日中韓FTA（交渉中）

日中韓3か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体のGDP及び貿易額の約2割を占める。日中韓FTAは3か国間の貿易・投資を促進するのみならず、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現にも寄与する重要な地域的取組の一つである。

2013年3月に交渉を開始して以降、2018年3月までに計13回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、法的事項、電子商取引、環境、協力等の広範な分野について議論を行っている。なお、2016年10月の日中韓経済貿易大臣会合では、包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。

(F)日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定（サービス・投資章実質合意）

ASEAN全加盟国とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、加盟国との間で順次発効している。2010年10月より交渉が行われていたAJCEPのサービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整等を実施した結果、2017年11月の非公式日ASEAN経済大臣会合において、AJCEPのサービス貿易・投資に係る改正議定書について、閣僚レベルの交渉終結に合意。今後は、改正議定書の早期署名に向けた法的精査を進めることとなった。

(G)日GCC・FTA（交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力

理事会)諸国とのF T Aについては、2006 年 9 月に交渉が開始され、2009 年 3 月までに 2 回の正式会合と 4 回の中間会合が実施された。しかし 2009 年 7 月に、G C C 側の要請により交渉が延期されており、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約 77% (2016 年)を占め、また我が国からの総輸出額 2.1 兆円に達する(2016 年)。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

(H) 日・カナダE P A (交渉中)

日カナダE P A交渉については、2011 年 3 月から 2012 年 1 月までに 4 回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。共同研究の報告書を受け、2012 年 3 月の日カナダ首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間E P Aの交渉を開始することで一致した。第 1 回交渉会合は 2012 年 11 月に行われ、最近では 2014 年 11 月に第 7 回交渉会合が開催された。

(I) 日・コロンビアE P A (交渉中)

コロンビアは、2016 年 11 月にコロンビア政府とコロンビア革命軍(FARC)の間での和平合意が議会で承認され、安定した成長率(今後 5 年間で平均 4 %強)が見込まれる人口約 4,900 万人の市場であり、E P Aを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入拡大が期待される。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、中南米諸国、米国、カナダ、E U、及び韓国とのF T Aが発効済みである。

2011 年 9 月の日コロンビア首脳会談において、日・コロンビアE P Aの共同研究の立ち上げが合意されたことを受けて共同研究が開始され、2012 年 7 月にあり得べきE P Aは両国に多大な利益をもたらすことに資するとの報告書がとりまとめられた。同報告書を踏まえ 2012 年 9 月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国はE P A交渉を開催することで一致し、2012 年 12 月に第 1 回交渉が開催された。

その後、2017 年 3 月末までに、13 回の交渉会合が開催された。また、2016 年 9 月に続き同年 11 月にも行われた日・コロンビア首脳会談においては、両首脳は、交渉が

最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。

(J) 日・トルコE P A (交渉中)

トルコは高い成長率が見込まれ、人口 8,000 万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。日・トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、発効済の韓国・トルコF T A(物品協定)に劣後しない貿易の自由化や規律の策定を目指している。

2014 年 1 月の日トルコ首脳会談において、交渉開始が合意された。同年 12 月に第 1 回交渉会合を開催して以降、2018 年 3 月までの間に計 8 回の交渉会合を開催。

日・トルコE P Aによって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めるべくトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

(K) 日・韓E P A (交渉中断中)

韓国とのE P A交渉は 2003 年 12 月の交渉開始後、2004 年 11 月の第 6 回交渉会合を最後に中断している。

(2) 投資協定

投資協定とは、投資先国での自国投資家及びその財産の保護や締約国間の投資自由化等を約束する国家間の条約である。海外に投資した投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための内容を規定している。

我が国は、これまでアジア諸国を中心に 44 件の投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)に署名し、うち 41 件が発効している(2018 年 3 月現在)。

一方で、世界の投資関連協定数は大きく増加しており、U N C T A D (国連貿易開発会議)の調べでは、2017 年時点で 3,322 件に達している。中でも、米国、欧州諸国や中国等は既に 100 件を超える投資関連協定を締結しており、我が国も更なる取組の推進が必要である。今後は、資源国や新興経済国を中心に、実際のニーズに基づいて交渉相手国の優先順位を付け、迅速かつ柔軟に投資関連協定の締結を進めることが求められている。

2016 年 5 月、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を策定し、今後は当該プラン

に基づいて投資関連協定の締結を始めとして、投資環境の整備を促進していくこととなった。その主な内容として、第一に、我が国として、投資関連協定の締結促進に集中的に取り組む、2020年までに、投資関連協定について、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。第二に、交渉相手国の選定に当たっては、毎年度、我が国から相手国・地域への投資実績と投資拡大の見通し、我が国産業界の要望、我が国外交方針との整合性、相手国・地域のニーズや事情等を総合的に勘案の上、方向性を検討していく。第三に、投資関連協定の締結交渉に当たっては、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保することを不断に追求する。同時に、産業界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じながら、スピード感を重視した柔軟な交渉を行う。第四に、我が国は、二国間又は複数国間の投資関連協定の交渉を積極的に進めると同時に、多数国間フォーラムなどにおける投資環境整備に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく。第五に、協定を締結するに当たっては、従来からの投資協定の内容のみならず、近年の経済・社会状況の変化も踏まえ、サービスや電子商取引等の分野を含めることも検討するなどして、新たな企業活動にも対応した投資環境を作り上げることにより我が国の経済成長を目指すこと等について盛り込まれている。

表：我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月7日
中国	1988年8月2日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日

バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
モンゴル	2001年2月15日	2002年3月24日
シンガポール (経済連携協定)	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ（経済連携協定）	2004年9月17日	2005年4月1日
マレーシア（経済連携協定）	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン（経済連携協定）	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ（経済連携協定）	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ（経済連携協定）	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ（経済連携協定）	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア (経済連携協定)	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008年12月25日	2009年10月1日
スイス（経済連	2009年2月19日	2009年9月1日

携協定)		日
インド（経済連携協定）	2011年2月16日	2011年8月1日
ペルー（経済連携協定）※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	2015年9月11日
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日本・中国・韓国	2012年5月13日	2014年5月17日
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	2017年4月7日
モザンビーク	2013年6月1日	2014年8月29日
ミャンマー	2013年12月15日	2014年8月7日
豪州	2014年7月8日	2015年1月15日
カザフスタン	2014年10月23日	2015年10月25日
ウルグアイ	2015年1月26日	2017年4月14日
ウクライナ	2015年2月5日	2015年11月26日
モンゴル（経済連携協定）	2015年2月10日	2016年6月7日
オマーン	2015年6月19日	2017年7月21日
T P P（経済連携協定）	2016年2月4日	未定
イラン	2016年2月5日	2017年4月26日
ケニア	2016年8月28日	2017年9月14日
イスラエル	2017年2月1日	2017年10月5日
アルメニア	2018年2月14日	未定
包括的・先進的	2018年3月9日	未定

T P P（経済連携協定）		
---------------	--	--

備考1：2004年12月19日に発効した日ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

備考2：2009年12月10日に発効した日ペルー投資協定の内容が組み込まれている。

備考3：この他、台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名

4. 二国間関係

4. 1. アジア太平洋各国関係

（1）日本・中国関係

2006年10月に日中双方で発表した「日本・中国共同プレス発表」には、「共通の戦略的利益に立脚した互惠関係」（戦略的互惠関係）を構築するため努力していくことが盛り込まれ、その後、戦略的互惠関係構築のための様々な取組が進められた。

2012年9月の日本政府による尖閣諸島の取得・保有後、中国各地で反日デモが発生し、中国国内での日本製品の販売にも影響が出るなど、日本、中国経済関係も大きな影響を受け、約二年の間、首脳交流が途絶えたが、2014年11月に安倍総理と習近平国家主席（A P E C首脳会合@北京）による日中首脳会談を契機に交流が再開。2017年11月11日の習近平国家主席と安倍総理の間の日中首脳会談及び13日の李克強総理と安倍総理との間の日中首脳会談で「新たなスタート」を切って以降、日中のハイレベルでの交流が活発化しており、2018年4月16日には日中ハイレベル経済対話が約8年ぶりに開催された他、5月9日に行われた日中韓サミットのマージンで、安倍総理と李総理との間で日中首脳会談が開催された。

経済産業省の「尖閣」後の取組みとしては、まず2014年11月の日中首脳会談の再開に先立ち、同年同月のA P E C閣僚会合において、宮澤経済産業大臣が高虎城・商務部長及び苗圩・工業信息化部長と会談し、双方の対話と協力を深めていくことで一致した。また同年12月には「日中省エネルギー・環境総合フォーラム（第8回）」が、翌年4月には商務部との次官級定期協議（第16回）が、それぞれ年1回の定期交流を再開した。直近では2018年5月の日中韓サミットの際に、世耕大臣は鍾山商務部長と会談を行い、その後の日中首脳会談の場で「第三国における日中民間経済協力に関する覚書」に署名した。また、何立峰

国家発展改革委員会主任との間でも会談を行い、その後の日中首脳会談で「サービス産業協力の発展に関する覚書」に署名した。なお、両者ともに、第三国市場協力については、第三国での日中ビジネス展開を進めるための官民の関係者による議論の場の具体化に向けた意見交換を行い、その後の日中首脳会談において、世耕大臣及び河野外務大臣と何立峰主任及び鍾山部長との間で「第三国における日中民間経済協力に関する覚書」に署名した。

（２）日本・韓国関係

（ア）貿易・投資等

2017年の日本・韓国貿易は輸出入ともに増加し、総額は約819億ドル（対前年比+14.1%）と2年連続で増加した。また日本からの対韓国直接投資（実績ベース）は5年ぶりに増加し、2017年は約12.7億ドル（同+56.0%）となった。この要因としては、日本の堅調な経済成長とM&Aの拡大傾向等、様々に評価されている。なお、韓国にとって日本は輸出先として第5位、輸入先として第2位であり、また、1962年～2017年までの累計では、引き続き、日本が最大の対韓直接投資国である。

（イ）徴用工訴訟問題

韓国における高裁判決を不服として2013年7月に新日鉄住金と三菱重工がそれぞれ韓国大法院に上告した裁判及び2015年6月に光州高裁で三菱重工が敗訴し大法院へ上告した裁判は、2017年度に判決に向けた特段の動きはなかったが、地裁では新たに2件の敗訴判決が出ており、いずれも高裁へ控訴している。

（ウ）日本産水産物に対する輸入規制強化

韓国が2013年9月に福島県を含む8県からの全ての水産物の輸入を禁止する特別措置を決定したことに対し、2015年5月に日本からWTO協定に基づく二国間協議を要請し、同年6月に協議を実施したが解決に至らなかった。これを踏まえ、同年9月にパネルが設置され、その後2年半にわたる検討を経て、2018年2月にパネル報告書が公表された。

（３）日本・モンゴル関係

1990年以降、民主化、市場経済化を進め、急速に発展するモンゴルは、石炭、レアメタル等豊富な鉱物資源に恵まれていることから、更なる成長が期待され、我が国にとっ

ても重要な資源国である。

2017年7月、ウランバートルにて開催された第8回日本モンゴル官民合同協議会では、日本側議長として松村経済産業副大臣が出席するとともに、日本とモンゴル両国の官民合わせて約120名が参加し、両国の政府及び民間の代表者の間で、貿易投資環境の整備や二国間協力等の両国の経済関係強化、日本モンゴル経済連携協定（EPA）の有効な活用等について活発な意見交換が行われた。また、併設イベントとして、日モンゴルEPA発効1周年記念セミナー・ネットワーク交流会が開かれ、松村経済産業副大臣がセミナーにおいて来賓挨拶を行い、ネットワーク交流会に設けられたモンゴル企業のブースを視察した。

2018年2月、モンゴルからツォグトバートル外務大臣が来日し、世耕経済産業大臣と会談を行った。会談では、モンゴルからの対日輸出拡大やモンゴル産カシミヤ等の軽工業分野に関する協力等について意見交換を行った。また、ツォグトバートル外務大臣来日に合わせ、日本貿易振興機構（JETRO）が主催したモンゴルビジネスセミナーでは、幅広い分野の日本企業から200名以上が参加し、モンゴルの貿易投資環境に関する情報提供が行われた。

（４）日本・インド関係

2017年4月、シタラマン商工大臣が来日し、世耕経済産業大臣と会談を実施した。会談では、日本式工業団地（JITs）の開発や日本の中小企業のインドへの進出促進、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定の妥結に向けた協力などについて議論した。

さらに、2017年7月には、高木経済産業副大臣が、インドのアンドラ・プラデシュ（以下「AP」）州を訪問し、ナイドゥ AP州首相と新州都開発について議論するとともに、「AP州における新州都開発及び産業協力に係る共同声明」に合意した。また、高木経済産業副大臣とナイドゥ AP州首相を議長として、日本とAP州双方の官民の関係者約140名が参加した「日 AP州官民合同会議」において、新州都開発の現在の進捗を確認するとともに、今後の協力の方向性について議論した。

2017年9月、安倍内閣総理大臣はインド・グジャラー（以下「GJ」）州を訪問し、モディ首相と通算10回目となる会談を実施した。安倍総理は、「強いインドは日本のためになり、強い日本はインドのためになる、日印関係は

世界で最も可能性を秘めた二国間関係であり、モディ首相と共にその潜在力を全面的に開花させ、インド太平洋地域と世界の平和と繁栄を主導していきたい」旨述べ、モディ首相からも「「アクトイースト」と「自由で開かれたインド太平洋戦略」を一層連携させるとの考えを支持する」旨述べるなど、インド太平洋地域における連結性強化への共通認識を深める首脳会談となった。

当該首脳会談においては、日本企業による更なる対印投資の促進により「メイク・イン・インド」に貢献する「日印投資促進ロードマップ」の合意や、GJ州における工業団地開発等を通じた日本企業の進出及び投資拡大を目指した「日印メイク・イン・インド特別プログラム」覚書への署名を歓迎するとともに、同日開催された日印ビジネス全体会合において、両首脳立ち会いの下、これらの交換を行った。加えて、同会談では、貨物専用鉄道建設計画（DFC）西回廊及びロジスティクス・データ・バンクプロジェクトを含むデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想の進展、製造業人材育成に係る「日本式ものづくり学校（JIM）」4校が既に開始され、更に2校が今後開始予定であること、「寄附講座（JEC）」1講座が開始されたことを歓迎した。さらに、「AP州における新州都開発及び産業協力に係る共同声明」の合意、エネルギー協力強化のための「日印エネルギー・パートナーシップ・イニシアティブ」や、二国間の協力を深化させる「日印クリーン・エネルギー・省エネルギー協力プラン」などを歓迎した。

また、同日開催されたムンバイ・アーメダバード間高速鉄道起工式典では、安倍総理から、インドの高速鉄道事業への全面支援及びインド全国での鉄道安全確保への協力を表明した。

会談終了後、両首脳は、日印両国のパートナーシップを次の段階に引き上げるべく協働していく旨記載した日印共同声明に署名を行った。

翌2018年2月には、平木経済産業大臣政務官がインドAP州で開催されたパートナーシップ・サミット2018に出席するとともに、ナイドゥAP州首相と新州都開発を中心とするこれまでの日本の協力について確認を行い、今後とも協力関係の強化に向けて議論していくことを確認した。同時に、ブラブー商工大臣とも会談し、日印投資促進ロードマップの推進など、日印間の貿易・投資の現状やさらなる推進のための課題に関して議論を行った他、シンガポール

との間で新州都のシードエリア開発における民間企業投資を促進するための共同声明を締結し、シンガポールのイスワラン第二産業貿易大臣とのバイ会談において歓迎した。

（５）日本・スリランカ関係

2017年4月、ウィクラマシンハ首相が来日し、世耕経済産業大臣と両国の経済関係強化について会談を実施した。エネルギーインフラや交通インフラの整備・導入に関して、日本の技術を活用した協力が行える旨表明し、今後継続的な議論を行いつつ、両国で協力して取り組みを進めていくことを確認した。また、投資促進の支援である「日スリランカ投資促進ロードマップ」が策定され、両国から策定を歓迎するとともに投資拡大への期待が示された。翌日には、日スリランカ首脳会談が実施され、会談終了後、両首脳は「包括的パートナーシップの深化・拡大」と題する共同声明を発表し、2015年10月の首脳会談時に締結した「日・スリランカ包括的パートナーシップに関する共同宣言」の下での投資・貿易促進、国家開発計画に係る具体的協力等をさらに深化・拡大させることを合意した。

なお、上述した「日スリランカ投資促進ロードマップ」の取組フォローアップのため、2017年11月に作業部会（ワーキンググループ）が実施され、ロードマップの修正箇所の確認や日本向け工業団地の可能性を検討、スリランカ投資庁の機能強化を中心とした議論及び進捗報告が行われた。2018年2月には、日スリランカ投資促進ロードマップの各案件について、進捗・課題をまとめたプロGRESSレポートを双方で作成・交換した。今後は、プロGRESSレポートを基にフォローアップを行い、議論のベースとしていくことで合意した。

翌2018年3月、シリセーナ大統領訪日に際し、首脳会談が実施された。安倍総理より「法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、特に連結性強化や海洋分野での協力を強化したい」旨述べ、経済発展、海洋安全保障等の各分野において具体的な協力を推進していくことを両国で確認した。

（６）日本・バングラデシュ関係

2017年10月に、現地日本企業が直面する課題の解決による二国間経済関係の強化及び日本からの投資促進の実

現を目的とした、第3回日バングラデシュ官民合同経済対話を実施。ビジネス環境整備の課題や投資促進に向けて、日本企業向け経済特区の進捗状況や、投資環境整備に向けた取組状況及び日本からの投資阻害要因への対応について議論を行い、対話終了後、両国の政府側代表である柳瀬経済産業審議官とアザド首相府主席調整官が成果文書に署名を行った。また、第2回官民合同経済対話時（2016年4月実施）に設置を合意した「税金・銀行サービス」「投資分野の多角化」「投資環境整備」の3つのワーキング・グループで継続的なフォローアップを実施することに合意した。

（7）日本・豪州関係

2017年1月にイノベーションに関係する日豪間のプロジェクト等の推進を内容とする協力覚書（MOC）を経済産業省と豪州産業イノベーション科学省の間で締結し、「日・豪イノベーションフレームワーク」を設置したことを受け、2017年5月に両省次官級での協議を実施し、同フレームワークにおける5つの協力の優先分野を特定した。さらに、各分野についてのワークプランを策定し、ワークプランに沿って協力を推進した。特に、日豪両国の強みを組み合わせ、新規の製品・サービスを創出することを目指す革新的技術分野においては、2017年6月に両省と関係機関によるワークショップを開催した。ワークショップでの議論を踏まえ、複数の具体的プロジェクトが形成された。

2017年4月にチオボー貿易・観光・投資大臣が訪日し、世耕経済産業大臣との間で、両国間の通商・経済関係等に関する会談を行った。また、チオボー大臣の来日に合わせて日豪経済連携協定第2回合同委員会が東京にて開催された。第2回合同委員会では日豪経済連携協定のこれまでの成果や日豪間の貿易を一層促進するための今後の等について議論が行われた。

（8）日中韓関係

2016年10月、東京で第11回日中韓経済貿易大臣会合が開催された。

経済貿易大臣会合では世耕弘成経済産業大臣が議長を務め、高虎城・中国商務部部長、周亨煥・韓国産業通商資源部長官が出席し、三カ国間の貿易・投資関係、日中韓F

TA及びRCEP、三国間協力（サプライチェーン連結性向上、オリンピック・パラリンピック、電子商取引、LNG、第四国市場、地方経済等）などについて議論を行った。

（9）日本・東アジア関係

（ア）日本、ASEAN関係

2017年9月9日にフィリピン・マニラにおいて、第23回日ASEAN経済大臣会合が開催され、設立50周年を迎えるASEANにおける、ASEANの経済統合の深化、及び各国の複雑化・多様化する課題の解決に向けた、今後の日ASEAN協力について議論された。具体的には、世耕経済産業大臣から、(1)日ASEANのイノベーション連携の推進、(2)ASEANの中小企業の包摂的成長への支援、(3)RCEPに関する貿易促進型ルールを導入支援、という三本柱による「包摂的でイノベーション志向の成長に向けた日ASEAN協力」が提案された。特に、日ASEANのイノベーション連携については、官民が連携してASEANにおけるConnected Industriesの展開等のプロジェクトを推進する「日ASEANイノベーションプラットフォーム構想」が提案され、ASEAN各国から、大きな期待と歓迎が寄せられた。その他、ASEAN日本人商工会議所連合会（FJCCIA）よりASEANに対し、日系在ASEAN企業約7000社の意見を集約した「要望と提案」の説明があり、ASEANから要望を実現していきたいとの回答があった。さらに、昨年の日ASEAN経済大臣会合で世耕経済産業大臣が提唱し、4月のASEAN経済大臣ロードショーの際に設立された、日ASEANのイノベーションに関するビジネス間連携を進めるための枠組みである「日ASEANイノベーションネットワーク」におけるが、日ASEAN経済協議会（AJBC）から報告され、ASEAN各国からビジネス間連携に関する活動を歓迎する意向が示された。

（イ）ASEAN+3（日本、中国、韓国）の取組

2017年9月10日にフィリピン・マニラにおいて、第20回ASEAN+3経済大臣会合が開催された。ASEAN+3各国は、1997年に設立され、様々な分野で拡大し、深化してきたASEAN+3協力が本年で20周年を迎えたことを記念し、より開かれ、包摂的で、弾力性があり、繁栄した地域にむけ、より緊密に協働することを表明した。また、東アジアビジネスカウンスル（EABC）から「E

コマースと RCEP を通じた中小企業の包摂的な発展」をテーマとした活動報告を受け、意見交換を実施した。ASEAN+3 閣僚は JETRO や日本商工会議所のサポートの下に EABC によって実施された E コマース調査の政策提言を歓迎し、ASEAN+3 での協力により、E コマースの発展が促進されることへの期待を表明した。

(ウ) ASEAN+8 (日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア) の取組

2017 年 9 月 9 日にフィリピン・マニラにおいて、第 5 回東アジアサミット経済大臣会合が開催された。東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) から世界情勢についてのプレゼンがなされるとともに、ASEAN 50 周年事業についての紹介がされた。

(エ) 日本・メコン関係

2017 年 9 月 10 日にフィリピン・マニラにおいて、第 8 回日メコン (日本、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びタイ) 経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

[1] 各国閣僚は、2015 年の第 7 回日メコン経済大臣会合で採択された「メコン産業開発ビジョン」を実現するために、2016 年の第 8 回日メコン経済大臣会合にて策定された「ワーク・プログラム」における主要な成果を高く評価した。

[2] 2016 年の第 8 回日メコン経済大臣会合にて WECWG に委任された「PDCA」メカニズムの実行により、各国閣僚は、ビジョンの実施進捗状況を確認した。世耕経済産業大臣から、官民一体となり進むべき今後の日メコンの方向性として、「つながる産業」、「つながり物流」、「つながる人材」の三本柱からなる「つながるメコン産業開発」のコンセプトが提案された。この方向性を踏まえたにおいて、①貿易構造、②地域連結性、③ R&D、④競争力のある中小企業、という現状遅れが見られるビジョンの 4 つのサブピラーの進捗を改善することに、各国閣僚から大きな期待が寄せられた。

[3] 産業界代表から 2017 年 8 月 1 日にタイ・バンコクにて開催された第 10 回日メコン産業政府対話の議論結果について報告された。特に、①更なる産業高度化や先端産業誘致、②地方経済の競争力強化、③越境貿易の更なる円滑化と物流インフラの改善、④高度人材の育成、に関する産業界からのインプットに対し、各国閣僚から謝意が示された。

(オ) 東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA)

東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) は、2008 年の設立以来、「経済統合の深化」、「経済格差の是正」及び「持続的経済成長」を主要な政策分野とする調査・研究、成果普及、政策提言等を実施しており、東アジア首脳会議等の場を活用した政策の実現を目指している。

2017 年には、ERIA は ASEAN 経済大臣会合からの依頼を受け ASEAN 域内の貿易円滑化政策を評価する ASTFI (ASEAN Seamless Trade Facilitation Indicators) の作成を進めたほか、OECD と共同で、ASEAN の中小企業政策指標の見直しを行った。また、ASEAN が設立 50 周年を迎えたことを記念し、議長国のフィリピン政府と共同で、ASEAN のこれまでの 50 年の歩みを振り返る記念出版物を発行した。加えて、UNCTAD と共同で、ASEAN 各国の非関税措置を網羅的に集めたデータベースを構築。ASEAN+6 についても同様のデータベースを作成するべく、現在作業を進めている。

ERIA は、RCEP 交渉においても、首席交渉官会議議長にサポーティングスタッフを派遣する等、様々な支援を行っており、さらに個別 FTA についても、ASEAN からの依頼に基づき、ASEAN とカナダの FTA のフィージビリティスタディをカナダ政府と共同で実施する等、各種のサポートを行っている。これら ERIA の活動については、ASEAN や東アジアの経済閣僚及び首脳からも高く評価されており、引き続き、ERIA が ASEAN 首脳会合・東アジア首脳会合などに貢献していくことが期待されている。

(カ) その他の二国間関係

(A) 日本・フィリピン関係

2017 年 9 月、日 ASEAN 経済大臣会合に出席するためフィリピンを訪問した世耕経済産業大臣よりロペス貿易産業大臣に、雇用を創出し、貧困を削減するためのフィリピンの産業発展の方向性について提言をまとめた「フィリピン産業ビジョン策定に向けた日本提案」を手交。同年 10 月の日比首脳会談における共同声明にも本提案を含む産業協力が位置づけられた。

(B) 日本・ベトナム関係

2017 年 6 月、世耕経済産業大臣とアイン商工大臣を共同議長として、第 2 回日越産業・貿易・エネルギー協力委員会を開催した。双方は同委員会の下に、自動車作業部会を設置し、ベトナムの自動車及び自動車部品産業の発展の

ため、アクションプランの策定、裾野産業の人材育成協力を合意した。また、2017 年 9 月には同委員会の合意を基礎に、更に協力を推進していくための「戦略協力パッケージ」に署名した。さらに、2017 年 11 月にこの「戦略協力パッケージ」の一つの成果である「エネルギー分野の協力覚書」に署名し、エネルギー分野の協力について協議する場とすることを目的に同委員会の下に日越エネルギーワーキンググループを設置することで合意した。

(C) 日本・タイ関係

2017 年 6 月、世耕経済産業大臣とウッタマ工業大臣が、ソムキット副首相の立会いのもと、「東部経済回廊及び産業構造高度化に向けた協力に関する覚書」に署名した。本覚書は、経済産業省とタイ工業省との間で、東部経済回廊（E E C）を中心としたタイ産業の高度化に向けた協力を表明するものとなっている。

2017 年 9 月には、約 600 名の日本企業ミッションとともに世耕経済産業大臣がタイを訪問し、タイの産業高度化等についてプラユット首相やソムキット副首相、ウッタマ工業大臣との会談を実施しました。また、タイの産業高度化をテーマとしたシンポジウム（ジェトロ・タイ政府共催）に出席した際には「Connected Industries」のコンセプトによる産業高度化について講演を実施した。

(D) 日本・ミャンマー関係

2017 年 10 月、L N G 産消会議に参加した世耕経済産業大臣とウィン・カイン電力エネルギー大臣と会談を実施し、ミャンマーにおけるエネルギー分野の協力について意見交換を実施した。

5. 2. 米州関係

(1) 日本・アメリカ関係

(A) トランプ大統領の通商政策

2018 年 1 月、一般教書演説にて、トランプ大統領は雇用、経済、インフラ、貿易、移民、外交・安全保障分野について言及。特に経済に関して、税制改革後による好調な経済、株式市場をアピールした。外国企業からの投資の例として、日本企業ではトヨタ自動車とマツダ自動車によるアラバマ州に於ける合併の自動車工場の新設を歓迎する旨に言及した。貿易に関しては、過去数十年の貿易政策により、米国の繁栄を犠牲にし、企業・雇用・国富を流出せしめたと批判し、新たな協定の交渉に努めることに加え、

通商ルールの強いエンフォースメントを通じて米国の労働者・知的財産を守る、と表明。一般教書演説で言及した通り、トランプ大統領は、通商政策に関して、相手国との貿易赤字を削減し、不平等な通商協定を改めると主張しつつ、次々と施策を実行している。

① 通商協定の交渉

トランプ大統領は、2016 年大統領選挙での当選直後、TPP から離脱する旨を公言し、トランプ大統領就任直後、米国は TPP から離脱した。しかし、2018 年 1 月、米系メディアのインタビュー及び世界経済フォーラムにおける演説にて、トランプ大統領は、TPP が米国にとって良い協定となった場合は復帰を検討すると示唆した。

米国が既に締結している通商協定に関しては、北米自由貿易協定（以下、NAFTA）や米韓自由貿易協定（以下、KORUS）を改めるべく、再交渉を実施。NAFTA に関しては、トランプ大統領は「米国の貿易赤字を縮小する形で協定が改正なされなければ、NAFTA から脱退する」と繰り返し主張した。米国は、自動車の原産地規則の段階的引き上げ、サンセツト条項の追加、ISDS（投資家対国家の紛争解決手続）への選択制導入、カナダの供給管理制度廃止、その他、貿易救済措置や政府調達ルールの見直しを提案している。就任直後から NAFTA 再交渉を政策課題として挙げ、2017 年 8 月より、2018 年 3 月までの間に 7 回の交渉会合を実施した。

KORUS に関しては、トランプ大統領は大統領就任前より、「雇用を失わせる（Job killing）貿易協定」などと批判し、見直しの必要性を主張していた。一方、韓国側は再交渉に否定的な態度をとっていたが、2017 年 8 月、10 月の第一回、第二回米韓 FTA 特別合同委員会の開催を踏まえ、両国は KORUS の再交渉に合意した。2018 年 3 月、米韓両国は、韓国側は米国の自動車安全基準を遵守した自動車の受け入れの拡大、米国側は米国通商拡大法第 232 条に基づく鉄鋼への関税賦課に関する韓国の除外などを含んだ改正案に大筋合意した旨を発表した。

また、トランプ大統領は、日本を含む TPP 加盟国との二国間の通商協定の締結に向けた交渉にも意欲を示し、二国間協定を模索する旨の発言をしている。

② 米国通商法の執行

② - (1) 米国通商拡大法第 232 条

2017 年 4 月、トランプ大統領の指示に基づき、米商務省は、鉄鋼及びアルミニウムについて米国通商拡大法

第 232 条に基づく調査を開始した。輸入鉄鋼および輸入アルミのいずれについても国家安全保障上の脅威があると認定した同調査結果を受け、2018 年 3 月、トランプ大統領は、輸入鉄鋼に対して 25%、輸入アルミニウムに対して 10%の追加関税賦課を決定した。同決定の翌日、世耕経済産業大臣は、『米国政府が日本を含む各国からの鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対して追加関税を課すと決定したことは極めて遺憾であり、対象から除外するよう改めて米国への働きかけを行っていくと同時に、自由貿易を堅持する立場から、WTO ルールに則った解決を図ることが適切であると関係国に訴えていく』と談話を発表した。同月、米国政府は、一部の国を除き、日本を含むほぼ全ての国からの鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対して追加関税の賦課を開始した。他方、除外した国に対しても、豪州を除き、数量制限を課している。引き続き、我が国は、米国に対して、様々な機会を捉え、同盟国である日本からの鉄鋼・アルミニウムの輸入が米国の安全保障に悪影響を与えることはなく、むしろ、米国の産業や雇用にも多大な貢献をしていることを説明していく。

② ー (2) 米国通商法第 301 条

2017 年 8 月、トランプ大統領の指示に基づき、米国通商代表は、中国による知的財産の侵害などを理由に、中国に対して米国通商法第 301 条に基づく調査を開始。同調査結果を受け、2018 年 3 月、トランプ大統領は、①中国の不正な政策が支援する特定の製品に対する 25%の追加関税、②中国の内外差別的な技術ライセンス慣行の WTO 紛争解決手続き、③米国の機微技術に対する中国の投資規制を内容とする措置を決定した。

② ー (3) SG, AD, CVD 措置

米国国際貿易委員会 (ITC) は、2017 年 5 月に太陽電池セル・モジュール、同年 6 月に大型家庭用洗濯機の輸入に対し、米国通商法第 201 条に基づくセーフガード調査を開始。同調査結果を受け、2018 年 1 月、トランプ大統領はこれらの製品に対しセーフガード措置の発動を決定し、同年 2 月より、関税賦課を開始した。

また、2017 年 1 月のトランプ政権発足後、2018 年 3 月のまで間、前年比 (2016 年 1 月～2017 年 3 月)、96%増の計 102 のアンチダンピング (AD) 措置及び相殺関税 (CVD) 調査を実施した。

③ WTO 改革

トランプ大統領は度々、WTO は過去 20 年、紛争解決手続や、現代の世界経済における重要な論点に関する合意形成で必ずしも十分な機能を果たしていないと指摘し、ドーハ開発アジェンダ以降停滞している加盟国間の交渉について、現状に即した議論を行うべきだと批判している。米国は、特に、WTO 上級委員会について、上級委員が任期後も上訴案件の担当を継続することを上級委員会自身が決定できるとする上級委手続規則 15 などの紛争解決制度や上級委員会の在り方について議論するまでは選考プロセスの開始に賛成できないと主張し、現状、全加盟国のコンセンサスが必要である上級委員の選考プロセスが止まっている。これに対し、我が国は、どのような解決がありうるか、専門家との協議を行うなど、解決の糸口を模索しており、米国関係者との会談などを通じて働きかけを行っている。

(B) 日本とトランプ政権

① 日米経済対話

2017 年 4 月、ペンス副大統領が来日した際、麻生副総理との間で第一回日米経済対話を開催。会談では、日米経済について、貿易及び投資のルールと課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、分野別協力、の 3 本柱で議論を進めていくことで一致した。また、同日、世耕大臣とロス商務長官の会談を行った。会談では、アジアの通商を巡る情勢について幅広く意見交換を行い、サイバーセキュリティ人材育成協力や、APEC における越境プライバシールールや、質の高いインフラ協力などについて今後、日米で協力を深めていくことで合意した。2017 年 10 月、第 2 回日米経済対話を行い、第 1 回会合で一致した 3 つの柱に沿って、具体的な成果を得るべく精力的に議論してきたことを評価するとともに、日米経済関係を更に深化させるため、今後とも建設的な議論を進めていくことの重要性について確認した。分野別協力については、(1)インフラの老朽化対策や高速鉄道の整備を含む交通インフラ協力、投資増大、また第三国におけるインフラ整備等を通じた質の高いインフラの促進、(2)液化天然ガスや民生用原子力、エネルギーインフラ等を含むエネルギー連携、(3)グローバルな競争条件の公平化、(4)デジタルエコノミーに係る連携、(5)女性の経済参画を始めとする包摂的な労働力参加等の分野において、議論を深めていくことを確認した。

② 日米首脳会談

2017 年 11 月、トランプ大統領が就任後初めて来日し、東京にて日米首脳会談を行った。会談では、日米両国が、地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、第三国の不公正な貿易慣行に対するエンフォースメントに係る協力を進め、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていくこと、日米双方向で投資を促進していくこと等で一致した。また、会談での合意を踏まえ、経済産業省と米国貿易開発庁(USTDA)との間で、日米戦略エネルギーパートナーシップ(JUSRP)を締結し、日米経済対話の枠組みの中で、日米間のエネルギー協力を強化していくことに合意した。さらに同月、日本貿易保険(NEXI)及び国際協力銀行(JBIC)と米海外民間投資公社(OPIC)の間で、第三国のインフラ整備を共同で進める旨のMOUを締結した。2018 年 1 月、三井物産と米 AES 社等によるヨルダンでの太陽光発電事業に関して、当該 MOU を踏まえた協調融資が発表された。

③ 世耕経済産業大臣による会談等

2017 年 6 月、世耕経済産業大臣が訪米し、ワシントンにて、ロス商務長官、ライトハイザー通商代表、コーン国家経済会議委員長と会談を行った。ロス商務長官とは、第三国による不公正な貿易慣行に対するエンフォースメント協力、デジタル、インフラ等の分野別の協力の今後の具体化策について、ライトハイザー通商代表とは、第三国による不公正な貿易慣行、アジア太平洋地域における貿易投資のイニシアティブについて、コーン委員長とは、アジア太平洋地域における貿易投資を巡る情勢について、それぞれ意見交換を行った。

また、第一回三極貿易大臣会合(於:アルゼンチン・ブエノスアイレス)、第二回三極貿易大臣会合(於:ベルギー・ブリュッセル)に合わせて、ライトハイザー通商代表とのバイ会談を開催した。3 月の会談の際は、トランプ大統領による米国通商拡大法第 232 条に基づく追加関税措置決定の直後であり、当該決定に関して遺憾の意を伝えるとともに、同盟国である日本の鉄鋼・アルミニウムが米国の安全保障に悪影響を与えることはなく、むしろ、米国の産業や雇用にも多大な貢献をしていることを説明し、対象からの除外を働きかけた。同様に、マルムストローム欧州委員ともバイ会談を開催し、米国通商拡大法第 232 条に関して、鉄鋼製品の世界的な過剰生産問題や第三国の市場歪

曲的措置の是正に取り組むことが問題の本質であり、対抗措置の応酬はどの国の利益にもならないと説明した。(※三極貿易大臣会合に関しては、2-1-3(ア)168 頁参照。)

④ 直接投資等を通じた連携

その他、2017 年 4 月、直接投資等を通じた雇用創出等、米国の州・地方レベルにおける日米関係の重要性に関する認識を深めていくことを目的として、官民を挙げた州・地方レベルにおける取組の具体的方策について検討するため、西村官房副長官を議長とし、経済産業省を含む関係省庁で構成する「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」を立ち上げ、計 3 回の会合を開催した。その結果、米国各地における取組を進めるにあたっての指針を示すことを企図し、行動計画を取りまとめた。さらに、2017 年 12 月に開催されたフォローアップ会合では、行動計画を踏まえた具体的な取り組みについて報告及び議論を行った。こういった取組の一環として、JETRO は地方都市でのセミナーや、日系部品サプライヤーと米系自動車メーカーとの商談会等を実施。また、JETRO は米国商務省セレクト USA との間で 2016 年 2 月 1 日に締結された MOI (Memorandum Of Intention) に基づき、日米両国間のビジネスや投資の促進を行っている。具体的には、2017 年 9 月 28 日にハガティ駐日大使の出席を得て「製造業のための米国投資セミナー」を JETRO 本部において開催した。更に、毎年行われるセレクト USA 投資イベントなど、日米両国での各種事業において協力を行っている。

(2) 日本・カナダ関係

(A) トルドー首相の通商政策

2015 年 10 月に行われた総選挙で、自由党が 10 年ぶりに政権を奪回し、同年 11 月に自由党党首のジャスティン・トルドー率いるトルドー新内閣が発足した。

与党自由党は、伝統的に自由貿易主義だが、トルドー政権では加 EU 包括的経済貿易協定(CETA)の締結を皮切りに、アジア諸国との経済関係強化を追求しており、ASEAN、中国とも FTA 締結に向けた予備協議を開始している。2018 年 3 月にはメルコスールとの予備協議を終了し、交渉開始に関する覚書に署名するなど、トランプ米政権が保護主義政策を打ち出す中で、貿易の多角化こそカナダの国民そして企業に成長の機会を創出するとの方針を示している。また、2018 年 3 月には TPP11 に署名し、トルドー首相は本

協定が持続的成長や繁栄、そして雇用創出を図るものであり、トルドー政権の最優先課題である中間層の成長を促すものであると評価している。

カナダ政府は、アジアのパートナーとの貿易・投資関係の強化は、長期的な成長を促し、良質な雇用を創出することで、中間層にとって有益な経済環境を実現するものであるとの認識のもと、日本を含むアジア各国との連携強化を最優先課題としている。日本からは既に 800 社を超える企業がカナダに進出しているが、カナダ政府側では、更なる投資誘致を行うため、新たな連邦政府組織「インベスト・イン・カナダ」の設立を発表した。この組織ではカナダに投資をする海外投資家に向けたサービスを提供していく。連邦政府によると、現在約 190 万人のカナダ人が国内に設立された外国資本の企業に雇用されており、その割合は同国の労働者全体の約 12%、8 人に 1 人の割合となり、「インベスト・イン・カナダ」に期待される役割は大きい。

(B) 日本とトルドー政権

日本とカナダは基本的価値を共有する G7 のメンバーかつアジア太平洋諸国の一員として良好な関係にあり、ハイレベルでも活発な往来が行われている。

2017 年 5 月、世耕経済産業大臣はシャンパーニュ国際貿易大臣と会談し、日カナダ間の企業間取引の強化、そのための日本の E コマース・プラットフォームへのカナダの中小企業の参加促進など、日カナダ経済関係について意見交換を行った。

2017 年 11 月、APEC 首脳会議出席のためベトナム・ハノイを訪問していた安倍総理大臣は、トルドー首相と会談を行い、TPP11 での議論を中心に意見交換を行った。同会談において、トルドー首相から、首脳レベルでは、カナダとして閣僚間の合意を確認できる段階ではないとの発言があり、TPP 首脳会合は延期となったが、TPP11 か国の閣僚間で改めて会合を行い、合意を再確認した。

また、2018 年 3 月、世耕経済産業大臣はフリーランド外務大臣と会談し、G7 に関する議論や、TPP11 を含む貿易問題、北米自由貿易協定 (NAFTA) 再交渉に関して意見交換を行った。

州レベルでは、2018 年 1 月、平木経済産業政務官はブリティッシュ・コロンビア州のホーガン首相と会談し、同州に進出している日本企業の動向や、LNG 分野における協力等を中心に意見交換を行った。

(3) 日本・中南米関係

(ア) 日本・メキシコ関係

2017 年 7 月、世耕経済産業大臣は訪日中のグアハルド経済大臣との会談を行い、日墨経済関係や、NAFTA 再交渉、TPP 協定をはじめとする通商アジェンダ全般に関して、意見交換を実施した。

また、2017 年 11 月に、ベトナム APEC ダナン首脳会合のためベトナム・ダナンを訪問中の安倍総理大臣は、ペニャ・ニエト大統領との間で首脳会談を実施。安倍総理大臣は、NAFTA 再交渉において、メキシコ政府が進出日系企業の活動に悪影響が出ないよう、配慮していることに関して感謝を述べた。

2018 年 2 月 22～23 日にメキシコで行われた OECD 中小企業大臣会合では、グアハルド・メキシコ経済大臣が議長を務め、「生産性と包摂的成長のための中小企業・起業家の強化」を主要議題に、中小企業をとりまく様々な議題について議論を実施した。同会合において、平木経済産業大臣政務官から、日本の中小企業の事業継承の円滑化に向けた取組、信用保証制度の改正や中小企業の金融アクセス向上に向けた取組のほか、日本の中小企業の規模拡大に向けたデジタル化支援等の取り組みを紹介したところ、各国から高い関心が寄せられた。

(イ) 日本・ブラジル関係

2017 年 4 月、日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会の中間会合をブラジリアにて開催し、二国間産業協力として、同年 3 月に署名された特許審査ハイウェイ (PPH) の取り組みを評価し、インフラ投資や自動車産業分野における協力等について意見交換した。

また、同年 8 月には、第 11 回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会をブラジリアにて開催。同月に伯政府が発表した「投資パートナーシップ・プログラム (PPI)」に基づき、インフラ投資促進について議論がなされ、また、日伯両国におけるビジネス環境の改善、知的財産協力等について意見交換を行った。

新興国市場開拓事業費補助金でのロビイング活動支援事業では、税制、労働、通関、産業競争力強化・中小企業支援、インフラ、医療、食品分野につき、ブラジルへの更なる投資実現を目指し、AGIR 提言 (Action Plan for Greater Investment Realization 提言) に基づくブラジル政府との政策対話や説明会・セミナーを開催した。

(ウ) 日本・アルゼンチン関係

2017年5月、アルゼンチン大統領として19年ぶりとなるマクリ大統領の訪日に際し、日亜経済フォーラムを開催。同フォーラムでは第1回日亜貿易投資促進合同委員会(2016年8月)で策定が合意された日亜ロードマップが公表され、井原経済産業大臣政務官が本取組をセミナー参加企業に紹介した。

また、同年10月、第2回委員会に向けた、日亜貿易投資促進合同委員会の中間会合をアルゼンチンで開催し、両国双方から日亜ロードマップの進捗状況を共有するとともに、2018年G20議長国であるアルゼンチンとの連携について意見交換した。

(エ) 日本・パラグアイ関係

2017年12月、世耕経済産業大臣は日本の経済産業大臣として初めてパラグアイを訪問。カルテス大統領との会談では、経済面と中心とした両国関係の更なる拡大・強化に向け協力していくことで一致し、レイテ商工大臣との会談では、日本企業のパラグアイへの投資促進に向けた具体的な協力を推進することを確認するとともに、世耕経済産業大臣同席の下、JETROとパラグアイ商工省との間で、日本企業のパラグアイにおけるビジネスを支援・強化するための協力覚書を署名した。

(オ) 日本・チリ関係

日チリ外交樹立120周年に当たり、2017年9月、秋篠宮殿下がチリを訪問し、バチェレ大統領を表敬するとともに、日チリ外交樹立120周年記念式典に参加した。また、2017年10月には、フレイ元大統領が訪日し、秋篠宮殿下に御接見するとともに、チリ・ビジネスセミナーに参加した。

2017年10月、第4回日・チリEPA委員会を開催。日・チリEPA発効後10年が経過し、同協定の順調な運用の下で両国間の貿易投資が拡大していることを評価した。また、両国の経済連携に関する方針等について意見交換を行った。

(カ) 日本・ペルー関係

2011年11月、一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)事業により日本の専門家を派遣し、リマとカヤオの大量電気運輸システム局(AATE)主催の都市交通セミナーで、日本の知見や技術を紹介した。ペルー側は運輸通信省、経済財政省、AATE職員ほか鉄道関係者計約70名が出席する

など、関心の高さが伺えた。

5. 3. 欧州・ロシア関係

欧州連合(EU)は、28か国が加盟、人口約5億人、GDPは世界全体の2割以上を占める政治・経済統合体である。EUは、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、19か国が参加している。我が国とEUは、民主主義や人権、法の支配といった基本的価値観を共有する戦略的パートナーである。

EUとの間で、良好な経済関係を維持することは、日欧双方及び世界経済の発展のために不可欠であり、日EU経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)を通じた日欧経済関係の強化やグローバルな課題に対する日欧共同での取組は、近年、更に重要となっている。

EUを巡る大きな変化としては、2016年6月23日に英国においてEU離脱をめぐる国民投票が行われた結果、EUからの離脱が過半数を占めた。2017年3月、英国政府はリスボン条約第50条に基づきEUに対して正式に離脱の意思を通告した。2019年3月に英国はEUから離脱することとなる。

(ア) 日EU間の通商政策・産業政策に関する対話・協力の仕組み

(A) 日EUビジネス・ラウンド・テーブル(BRT)

日・EUの双方の主な民間企業のCEOが参加する日EU産業界の対話・両政府への政策提言の場として、1999年に日EU・BRTが設置された。2017年7月に第19回会合をブリッセルで開催、経済産業省からは世耕経済産業大臣が出席した。BRTはEPAの大枠合意を歓迎するとともに、その早期締結・着実な履行及び産業界の関与、協力の推進、データの保護と流通などについて提言を行い、BRT議長より日欧首脳へ提言書が提出された。

(B) 日EU産業政策対話

日EU間の産業政策やビジネス環境整備推進等に関する意見交換、及び、産業協力の進展のレビューを目的に、「日EU産業政策対話」を開催している。

双方の産業協力の促進、規制障壁への要請、日EU・BRTの今後、日欧産業協力センターの取組の紹介等について議論が行われている。

(C) 日欧産業協力センター

1986 年に開催された日 E C 閣僚会合における通商産業省（当時）と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力センターが設立され、1987 年より事業を開始した。日本と E U の貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日 E U における産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

(a) 日 E U 経済連携強化事業

日 E U の経済連携の深化に向けて、日・E U 双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナーを実施。2017 年度は、知的財産、日 E U・E P A 等をテーマに、国内でのセミナーを計 6 回開催し約 920 名が参加、また欧州において計 6 回のセミナーを開催し、約 300 名が参加。

(b) 日 E U ビジネス・ラウンド・テーブル事務局業務

2017 年 7 月 11 日、ビジネス環境の整備及び貿易投資の円滑化を目的として、「日 E U ビジネス・ラウンド・テーブル（B R T）」第 19 回会合をブラッセルブリュッセルにおいて開催（詳細前述）。本会合の事務局を担当。

(c) 研修生派遣事業（Vulcanus Program）

日 E U 間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を相互に派遣し、企業において研修を実施。2017 年度は、計 23 名の学生を E U 諸国に派遣した。1996 年度の事業開始以来、E U 諸国へ派遣した学生数は計 399 名に達している。

(d) E P A 交渉促進・市場透明性向上事業

我が国政府調達市場の透明性向上に資する事業として、地方自治体等の調達情報を中小企業庁の官公需ポータルサイトを通じて、英語で提供した。

(イ) 日欧二国間関係

日欧二国間では、E U 主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

(A) 日仏関係

2017 年 5 月の G7 タオルミーナ・サミットにおいて、安倍総理はマクロン大統領と会談。経済分野については、日 E U・E P A の早期大枠合意に向けて協力することで一致。安倍総理からは福島県産等食品への輸入規制について更なる規制の撤廃に向けた協力を要請した。同 9 月に国連総会に出席するためニューヨークを訪問した際に行われた日仏首脳会談では、同 7 月に大筋合意に至った日 E U・E P A の

早期署名・発効に向けて協力していくことを確認した。

日仏双方における産業政策の展望や産業活動などをテーマに経済産業省と仏経済財務省と意見交換を実施する「日仏産業協力委員会」は、2018 年 3 月に第 31 回目を迎え、繊維、スマートコミュニティ／スマートグリッド及び IoT の各ワーキング・グループから活動報告を受けた他、今後の日仏協力の方向性や、世界経済の状況について議論を行った。

(B) 日独関係

日独間では、2017 年 6 月、OECD 閣僚理事会の出席のため、パリを訪問した松村経済産業副大臣が、マハニック連邦経済エネルギー省事務次官と会談。2017 年 3 月に大臣間で署名した「ハノーバー宣言」に基づく IoT 分野における二国間協力、自由貿易をめぐる世界情勢等について議論した。

2017 年 9 月には、日独首脳電話会議を開催し、安倍総理とメルケル首相との間で、地域情勢等について日独で緊密に連携していくことを確認した。また、来日したマハニック連邦経済エネルギー省事務次官と大串経済大臣政務官及び柳瀬経済産業審議官が会談。日 E U・E P A の早期発効、自由貿易をめぐる世界情勢、IoT 分野における二国間協力等について議論した。

また、2018 年 2 月には、シュタインマイヤー大統領が訪日、安倍総理との間で首脳会談を行い、国際社会における日独協力の一層の推進、日 E U・E P A の早期発効に向けた協力について確認した。

2018 年 3 月には、ドイツで新政権が発足したことから、日独首脳電話会議を開催し、安倍総理よりメルケル首相に対し、政権発足の祝意を述べるとともに、国際社会における日独協力の一層の推進について確認した。

(C) 日英関係

日英間では、2017 年 8 月 31 日にメイ首相が訪日し、日英首脳会談が行われた。「英国の E U 離脱に関するタスクフォース」等により明らかになった経済界の懸念事項を踏まえ、安倍総理から、E U 離脱による企業への影響を最小化するように、透明性・予見可能性の確保や移行期間への配慮を要請した。両首脳は、日 E U・E P A の最終合意及び早期発効に向け、引き続き協力していくことを確認するとともに、政治レベルの強い関与の下、E U 離脱後の日英経済関係の強化に向け緊密に連携していくことで一致。2016 年 7 月

13日にメイ首相が就任した。

(D) 日伊関係

日伊間では、2017年10月に金沢で開催された第29回日伊ビジネスグループ(IJBG)合同会議において、日伊間の「新技術とイノベーション」、「食と農」、「ものづくり」、「投資とバンキング」の4つの分野についてセッションが行われ、共同声明において、日EU・EPAの早期発効を後押しするとともに、日伊両国の経済の連携の更なる深化に貢献することが表明された。

また、2017年9月、G7情報通信産業大臣会合出席のためトリノを訪問した平木経済産業大臣政務官は、カレンダー経済振興大臣と会談。IoT/デジタル分野での二国間協力、投資協力、技術協力等について意見交換を行った。

2017年10月には、来日したスカルファロット経済振興省政務次官と平木経済産業大臣政務官が会談。二国間の貿易投資拡大、日EU・EPAの早期発効に向けた協力について意見交換を行った。

(3) 日本・ロシア・中央アジア・コーカサス関係

(ア) 日本・ロシア関係

2016年5月、ソチで行われた日露首脳会談で、安倍総理から8項目の「協力プラン」(注)を提示し、プーチン大統領から高い評価と賛意が表明されて以降、同プランの具体化に向けた動きが加速化した。

(注) (1)健康寿命の伸長、(2)快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、(3)中小企業交流・協力の抜本的拡大、(4)エネルギー、(5)ロシアの産業多様化・生産性向上、(6)極東の産業振興・輸出基地化、(7)先端技術協力、(8)人的交流の抜本的拡大

同年9月、世耕経済産業大臣がロシア経済分野協力担当大臣に任命された。世耕ロシア経済分野協力担当大臣の下、野上官房副長官を議長とし、各省の次官級を構成員とした「ロシア経済分野協力推進会議」が発足した。11月には、モスクワで「協力プラン」の具体化に関する日露ハイレベル作業部会が開催され、8項目の「協力プラン」の具体化に向けた作業の加速化が確認されるとともに、同月ペルー・リマで開催されたAPEC閣僚会合の際には、日露間で8項目の「協力プラン」の具体化に関する作業計画が合意された。

2016年12月、大統領としては11年ぶりとなるプーチン・ロシア大統領の訪日

が実現し、日露間で協力覚書等80件の文書が署名され、インフラプロジェクト等を始めとした経済案件の着実な進展が見られた。

2017年1月、世耕経済産業大臣はモスクワを訪問し、シュヴァロフ第一副首相、オレシュキン経済発展大臣、マントゥロフ産業商務大臣等との会談で8項目の「協力プラン」を着実かつ迅速に進めていく方策について協議した。

2017年4月、安倍総理が訪露した際には、日露間で協力覚書等28件の文書が署名されたほか、8項目の「協力プラン」に関する作業計画が改訂され、日露租税条約の改正交渉の実質合意がなされた。

2017年6月、世耕経済産業大臣は、サンクトペテルブルク国際経済フォーラムに日本の閣僚として初めて参加し、日露ラウンドテーブルに出席し、8項目の「協力プラン」の成果と取組方針を日露両国の産業界に紹介した。

2017年7月、世耕経済産業大臣は、日本がパートナー国を務めた総合産業博覧会「イノプロム2017」に日本政府代表として参加し、我が国企業約170社が参加する日本パビリオンにプーチン大統領やマントゥロフ産業商務大臣を案内した。

2017年9月、安倍総理が東方経済フォーラムに参加し、日露間で協力覚書等56件の文書が署名された。デジタル経済の実現に向けた協力等の成果を両首脳で歓迎した。

2017年12月、世耕経済産業大臣は、トルトネフ副首相及び極東発展省が主催した「日本投資家デー」に出席し、極東地域の更なる協力の発展のため、①農林水産業の発展、②エネルギーインフラの開発、③アジア太平洋への輸出のためのインフラ整備の3分野で協力を重点的に進めることを提案した。

2018年2月、世耕経済産業大臣はオレシュキン経済発展大臣とともに日露ハイレベル作業部会第2回会合を開催し、8項目の「協力プラン」の進展を確認し、労働生産性ミッションによる同分野の継続的な協力で一致した。

8項目の「協力プラン」の個別分野では、「(3)中小企業交流・協力の抜本的拡大」に関連し、2016年9月、ウラジオストクで行われた東方経済フォーラムの際、経済産業省とロシア連邦経済発展省は、中堅・中小企業分野における協力のためのプラットフォーム創設に関する覚書を締結した。日本側は、同月末に、中堅・中小企業の海外展開支援機関や、自治体、金融機関などからなる日本側ブラッ

トフォームを立ち上げ、さらにロシアへの輸出・投資を拡大するため、JETROにロシア展開の専門家を配置し、戦略策定から販路開拓、パートナー探し、商談同行、契約締結まで一貫して個別企業支援を行う仕組みを整備し、一体的に支援を行っている。

「(4)エネルギー」に関しては、世耕経済産業大臣はノヴァク・エネルギー大臣との間で2016年11月、エネルギー・イニシアティブ協議会を立ち上げ、炭化水素、原子力、省エネ・再エネの各分野についてワーキング・グループを設置した。2017年1月の第二回会合では、各分野の協力プロジェクトについて、その早期の具体化を目指して協力を進めていくことを確認した。その後、第三回会合を同年4月、第四回会合を同年9月、第五回会合を2018年2月に開催し、協力分野の具体化を進めている。成果の例として、2017年9月の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)とイルクーツク石油の間の東シベリアにおける共同探鉱プロジェクトの実施のための合弁事業設立に係る枠組み合意及び同年11月の対象鉱区における地質調査の開始、2018年1月の省エネルギーセンター及びカムチャッカエネルギーセンターの協力による、カムチャッカ地方における省エネルギー診断およびセミナーの実施、2018年2月のNEDO、ルスギドロ及びサハ共和国の協力による、サハ共和国における風力発電を含むエネルギーインフラ実証の開始等があげられる。これら事業により、我が国のエネルギー供給源多角化・安定供給確保、日本のエネルギー技術の導入及び両国間の経済関係強化につながる事が期待される。

「(5)ロシアの産業多様化・生産性向上」については、2016年8月、貿易経済に関する日露政府間委員会のもとに産業分野における協力に関する分科会を立ち上げ、具体化策を検討することとした。同分科会での議論を踏まえ、①高い技術力や生産性管理技術を備えた日本の専門家によるロシア企業の生産性診断及び改善指導、②ロシアの裾野産業に従事するラインマネージャーを日本に招聘し、生産工場の現場視察や日本の管理技術・設備に関する研修等を行っている。これら事業により、日本の最先端設備をロシア企業に導入することを目指すとともに、ロシア企業の生産性向上により、ロシアに進出している日系企業のロシア企業からの部品等の調達条件が改善され、ひいては日系企業の市場シェア拡大につながる事が期待される。

8項目の「協力プラン」における横断的取組としては、2017年9月、世耕経済産業大臣とオレシュキン経済発展大臣との間で「労働生産性向上の分野における経験の交換に関する相互理解の覚書」に署名し、ロシアの労働生産性向上を進めていくことを確認した。この覚書にもとづき2018年2月には、労働生産性ミッションロシア代表団が、日本のベストプラクティスを学ぶために訪日した。

また、2017年9月、世耕経済産業大臣とオレシュキン経済発展大臣との間で「デジタル経済に関する協力に係る共同声明」に署名し、8項目の「協力プラン」の各項目においてデジタル経済の実現に向けた協力を実施することを確認した。

(イ) 日本と中央アジア・コーカサス諸国との関係

日本と中央アジア・コーカサス各国は、貿易・投資環境整備や経済交流の活性化を図るため、経済会議の開催など二国間の経済対話を実施している。

日本と中央アジア・コーカサス各国との二国間関係について、今後の両国間の協力関係が綿密になることを期待しつつ、より一層の発展に繋げることが重要である。平成29年度中の日本と中央アジア・コーカサス各国との主な取り組みを以下に記す。

カザフスタンについては、2017年7月に世耕経済産業大臣のアスタナ国際博覧会ジャパンデーへの出席の機会を捉えて、サギンタエフ首相との会談を行った。同首相との会談においては、資源・エネルギー分野のみならず非資源分野における両国間の協力が拡大していることを確認し、同首相から日本企業の更なる進出に向けた期待が示され、両国の協力関係を一層強化していくことで一致した。また、同年11月には、カザフスタン・ビジネス・フォーラム出席のため訪日したハイロフ投資発展省次官と柳瀬経済産業審議官が会談し、日本の同国における最大の投資案件であるカシャガン油田を始めとするエネルギー関連分野や地下資源法改正等に関して議論した。

ウズベキスタンについては、ミルジョーエフ大統領政権の下、2017年9月、為替レートが一本化されビジネス環境の改善が進んでいる。2018年2月に着任したファジーロフ駐日大使と中川大臣官房審議官(通商戦略担当)が会談し、通信、電力セクターなど既存プロジェクトの両国間の課題について議論を行った。

トルクメニスタンについては、第12回日本トルクメニ

スタン経済合同会議の開催（2016 年 6 月）に伴い、メレドフ副首相兼外務大臣と世耕経済産業大臣が会談し、2015 年 10 月の安倍総理のトルクメニスタン訪問のフォローアップとしてガス処理プラント等プロジェクトについて議論した。

アゼルバイジャンについては、2017 年 9 月に国際石油開発帝石（株）（INPEX）、伊藤忠商事（株）が保有するアゼルバイジャンの ACG 油田の権益期限を 25 年延長することで合意した。

タジキスタンについては、2017 年 4 月にヒクマトウロゾダ経済発展貿易大臣と中川経済産業大臣政務官が会談し、ODA の成功事例を着実に積み重ね、日本企業が安心して進出できるビジネス環境（税制・行政手続等）の整備が重要との議論を行った。

アルメニアについては、2018 年 2 月に「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定」（日・アルメニア投資協定）が署名され、今後、両国間の経済関係を一層発展させることが期待される。

5. 4. 中東・アフリカ諸国関係

（1）中東・北アフリカ地域

（ア）総論

中東地域は、我が国にとってエネルギーの安定供給に欠かせない地域である。石油依存度の高い中東諸国において課題となっている産業多角化や貿易・投資環境改善への支援を通じ、同地域との経済関係の強化・市場の拡大と、同地域の安定確保を目指す。また、要人往来の機会を捉えながら、更なるエネルギー供給の安定確保に向けた働きかけを進めていく。

（イ）二国間関係

サウジアラビアについては、2016 年 9 月に、ムハンマド副皇太子が訪日し、安倍総理大臣と会談を行った。会談では、サウジアラビアの成長戦略である「サウジ・ビジョン 2030」と日本の成長戦略の実施に向け具体的協力を集中的に議論すべく、閣僚級の「日・サウジ・ビジョン 2030 共同グループ」を立ち上げ、2016 年 10 月に第 1 回会合を行うことで一致した。

同年 10 月には、リヤドにおいて、日本側から世耕経済産業大臣、菌浦外務副大臣が、サウジ側からファキーフ経済企画大臣、アル＝カサビ商業投資大臣、アル＝ファーレ

フエネルギー・産業・鉱物資源大臣が出席し、また両国合わせて 33 の省庁・機関が参加して、第 1 回日・サウジ・ビジョン 2030 共同グループ閣僚級会合が開催された。同会合においては、「貿易・投資機会」、「投資・ファイナンス」、「エネルギー・産業」、「中小企業・能力開発」、「文化・スポーツ」の主要テーマ毎にサブグループを設置し、具体的なアクションプランを協議することが合意され、あわせて、第 1 回の各サブグループも実施された。この機に、世耕経済産業大臣は、サルマン国王及びムハンマド副皇太子への表敬訪問を行い、サウジアラビア側から今後の両国の関係強化に向けた強い期待が表明された。

さらに、2017 年 3 月には、サルマン国王訪日という歴史的機会（サウジアラビア国王として 46 年ぶり）を捉え、安倍総理大臣との首脳会談において、二国間協力の基本的な方向性と具体的なプロジェクトをまとめた「日・サウジ・ビジョン 2030」が合意され、両首脳立ち会いの下で、世耕経済産業大臣及びファキーフ経済企画大臣他による「日・サウジ・ビジョン 2030」に係る協力覚書への署名が行われた。また、世耕経済産業大臣がサルマン国王を表敬し、「日・サウジ・ビジョン 2030」の策定が歓迎された。また、第 2 回日・サウジ・ビジョン 2030 共同グループ閣僚級会合を開催し、日本側からは、世耕経済産業大臣ほか、サウジアラビア側からはファキーフ経済企画大臣ほかが出席し、「日・サウジ・ビジョン 2030」を着実に実施するための討議が行われた。その後、2017 年中に日・サウジ・ビジョン 2030 のサブグループ会合を 3 回開催。各サブグループに割り当てられたプロジェクトの進捗の確認と、今後の確実な進捗のための議論を行った。

2018 年 1 月、世耕大臣がサウジアラビアを訪問し、日・サウジ・ビジョン 2030 ビジネスフォーラムをリヤドにて開催。日本企業 67 社、サウジアラビア企業 130 社が出席した。従来からサウジアラビアと関係の深かったエネルギー・製造業に加え、娯楽、食・農業、医療など新たな分野の企業が参加した。また、日・サウジ・ビジョン 2030 の下での二国間協力の促進・拡大の前進基地となる「日・サウジ・ビジョン・オフィス」の開所式典が行われた。2018 年 3 月には再度日・サウジ・ビジョン 2030 サブグループ会合を開催。両国の 44 省庁が関わる 54 の協力プロジェクトを着実に推進していくことを確認した。日・サウジ・ビジョン 2030 の下での二国間協力については、引き続き精

力的に進めていく。

アラブ首長国連邦（UAE）については、2017年4月、ジャーベル・UAE国務大臣兼ADNOC・CEOが来日。安倍首相及び世耕大臣との会談を行い、海上油田の権益の延長について議論するとともに、日・UAE投資協定についても議論を行った。その後同月、日・UAE投資協定が実質合意。同年7月、高木副大臣も出席して第5回日本アブダビ経済協議会が東京で開催された。同協議会では、今後、日本とアブダビ両国が集中的に支援する産業分野として、自動車など7分野が選定された。同月、ジャーベル国務大臣兼アブダビ国営石油会社（ADNOC）CEOが再度来日。安倍首相及び世耕大臣と会談を行い、海上油田の権益の延長やエネルギー分野での協力について議論がなされた。10月には世耕大臣がUAEを訪問し、アブダッラー外務大臣、ハルドゥーン・アブダビ執行関係庁長官、ジャーベル国務大臣兼アブダビ国営石油会社（ADNOC）CEO等政府要人と会談し、日本企業が保有する海上油田の権益更新を働きかけるとともに、経済関係を始めた二国間関係の拡大に向けた意見交換を行い、エネルギー、産業多角化、人的交流等を含む幅広い分野での協力を更に深めていくことで合意した。また、女性活躍を推進するマイサ・アル・シャムシ国務大臣（女性）との間では、両国間の女性交流の拡大に向けた協力を強化していくことで一致した。2018年1月には、ワールド・フューチャー・エナジー・サミットに出席するため世耕大臣は再度UAEを訪問。ムハンマド・アブダビ皇太子と面談し、これまでの日本の取組や今後の協力に関し、謝意が示された。2月にはジャーベル国務大臣兼ADNOC・CEOが来日し、安倍首相及び世耕大臣と再度会談を行った。海上油田の権益については、要人の往來の機会を捉えた働きかけを続けた結果、2018年2月末に40年間の権益の更新に成功した。

カタールについては、2017年10月、LNG産消会議2017の開催に併せ、アル・サダ・エネルギー工業大臣が訪日し、世耕経済産業大臣とともに当該会議に出席した。また、その機会を捉えて、第11回日・カタール合同経済委員会を開催し、我が国へのLNGの安定供給を始めとする経済関係強化に向けた意見交換を実施した。本委員会に際して、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とカタール電力水公社との間で、省水・高効率の海水淡水化実証事業に係る協力覚書が締結された。

イランについては、2017年8月、アラグチ外務次官が訪日し、世耕経済産業大臣と会談を実施した。会談ではイランにおける日本企業の取組や、両国政府におけるビジネス支援等について意見交換を実施した。また、9月には国連総会の場で安倍総理大臣がローハニ大統領と首脳会談を実施した。ローハニ大統領から、最近の日イラン関係の発展への歓迎並びに日本の投資促進に対する期待が示され、安倍総理大臣は両国の経済関係の拡大に向けて企業の活動を支援していく旨を述べた。10月には前年に続きJETROがテヘラン国際産業見本市にジャパン・パビリオンを出展し、15の日本企業がこれに参加した。

トルコについては、2017年4月に日・トルコ間の貿易・投資促進のための事務レベル会合である、「日トルコ経済・貿易委員会」を開催したほか、6月にチャヴシュオール外務大臣が訪日し、世耕経済産業大臣と会談を実施。世耕経済産業大臣は、中東最大の製造・輸出拠点である同国と戦略的パートナーとして関係を更に発展させたい旨、期待を表明した。2018年3月にはゼイベキチ経済大臣が訪日し、「日トルコ貿易投資閣僚級会合」を実施し、両国経済関係の更なる強化に向けた意見交換を行った。

イスラエルについては、2017年5月に世耕経済産業大臣がイスラエルを訪問し、ネタニヤフ首相を表敬訪問し、両国企業間の関係強化に向けて取組むことで一致したほか、コーヘン経済産業大臣と経済政策対話を行い、サイバーセキュリティ分野、産業R&D分野、BtoB連携の加速化等についての新たな取組に係る方針を確認する共同声明「日・イスラエル・イノベーション・パートナーシップ」に署名した。また、パレスチナも訪問し、ハムダッラー首相と会談し、両国の経済交流の活発化について意見交換を実施。11月にはコーヘン・イスラエル経済産業大臣が来日し、世耕経済産業大臣との間で日イスラエル経済イノベーション政策対話を開催したほか、企業間の交流を加速させるための、両国政府機関、貿易振興機関、全ての主要経済団体を構成員とする新たなプラットフォームである、「日・イスラエルイノベーションネットワーク」を設立するなど、日・イスラエルビジネスの一層の推進に向けた取組を実施した。

エジプトについては、2017年7月に高木経済産業副大臣がエジプトに出張し、イスмайール首相及びシャーケル電力・再生可能エネルギー大臣と会談し、電力分野での協

力関係強化について議論した。また、2018 年 2 月には、大串経済産業大臣政務官がエジプトに出張し、シャークル大臣、エルモッラー石油・鉱物資源大臣との会談を通じて、両国のエネルギー分野における協力の現状、今後の協力拡大などについて議論を行った。

モロッコについては、2017 年 10 月にエル・アラミ産業・投資・貿易・デジタル経済大臣が訪日し、世耕経済産業大臣と会談を行い、投資・貿易関係強化に向けた意見交換を行った。

（２）サブサハラ・アフリカ（2016 年度以降）

2016 年 8 月、ケニア・ナイロビで第 6 回アフリカ開発会議（TICADVI）が開催され、安倍総理大臣が出席。ケニヤッタ・ケニア大統領（開催国）、デビー・イトゥノ・チャド共和国大統領（AU 議長）と共に共同議長を務めた。経済産業省からは松村経済産業副大臣が出席し、産業多角化に関するテーマ別会合において、質の高いインフラ整備、民間セクター活動促進、人材育成の 3 つの観点から取組を表明した。今次会議はアフリカのオーナーシップの高まりを受け、初のアフリカ開催となり、アフリカ 53 か国、開発パートナー諸国及びアジア諸国、国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表等、約 11,000 名以上（会場内のサイドイベント含む）が参加した。安倍総理大臣の同行ミッションとして、77 団体の企業及び大学等の代表が参加し、各セッションにおいて日本の民間セクターの取組を紹介した。

また、日・ケニア投資協定への署名式が開催され、両政府の署名が実施された。サブサハラ・アフリカではモザンビーク（2014 年発効）に続き 2 か国目となり、今後の日本企業の更なる進出やエネルギー分野を含むインフラ事業の推進が期待されている。なお、サブサハラ・アフリカ各国との投資協定については、2018 年 3 月までにコートジボワール、セネガル、ナイジェリア、ザンビア、エチオピアとの交渉を開始している。

TICADVI においては、経済産業省関連の施策として、①質の高いインフラ支援、②民間セクターの活動促進、③人材育成を軸に、各種施策を発表した。①質の高いインフラ支援としては、アフリカの地熱開発の総合的支援（今後 6 年間で約 300 万世帯分の電力供給を実現等）、エネルギー・資源開発を含むインフラ案件のリスクマネー

供給拡大等を、②民間セクターの活動促進としては、「日アフリカ官民経済フォーラム」の創設や、アフリカ 9 か国の投資誘致機関とジェトロとの連携強化（ジャパンデスク設置）、「アフリカ投融資特別保険」（リスクカバー率 100%）等を、③人材育成としては、今後新たに 3 年で 1000 人の産業人材育成の実施や ABE イニシアティブ留学生等のネットワーク化等を挙げた。

さらに、TICADVI では公式サイドイベントとして JETRO 主催のジャパンフェアおよび日本アフリカビジネスカンファレンスが開催され、両イベントに松村経済産業副大臣が出席した。ジャパンフェアはアフリカビジネスに取り組む日本企業等約 100 社・機関（うち約 4 分の 1 は中小企業）の産官学各界が結集し、官民連携による質の高いインフラ整備支援、フードバリューチェーン構築、栄養改善、環境、省エネ、新エネ、保健衛生改善（医療、医薬等）等の広い分野の展示がなされ、アフリカにおける過去最大級の展示会となった。同フェア期間中には安倍総理大臣とケニヤッタ・ケニア大統領が巡覧したほか、日・アフリカ双方から多くの要人が訪れた。2 日間に渡り開催された日本アフリカビジネスカンファレンスでは、アフリカへの更なる貿易・投資の拡大を見据え、50 を超える日本及びアフリカの企業・機関が、資源・インフラ・製造業・ICT・医療・金融・農業・観光等の各テーマに基づき、相互のビジネス発展に資する取組を発表し、2 日間で日本・アフリカ側から計 1,400 名規模の聴衆が参加した。同カンファレンス内では、日本とアフリカの企業・団体間における MOU 署名式が開催され、安倍総理大臣、ケニヤッタ・ケニア大統領をはじめ、ルワンダのカガメ大統領、マダガスカルのラジャオナリマンピアニナ大統領も出席した。その場で署名された計 73 本の MOU により、日本とアフリカの官民が一体となってアフリカビジネスに取り組む方向性が確認された。

TICADVI のほか、2016 年 5 月には、星野経済産業大臣政務官が経産省政務として初めてエチオピアを訪問し、デブレツィオン副首相及びウォックナー運輸大臣と会談を行い、貿易投資、エネルギー、産業協力の強化に向け意見交換を行った。同年 7 月には、エチオピアにおける JETRO 事務所開所式が開催され、日本・エチオピア間の貿易や日本による対エチオピア・インフラ開発支援を含む、両国間の広範なビジネス交流の促進が期待される。

2017 年 3 月には、ニュシ・モザンビーク大統領が訪日し、安倍総理大臣と首脳会談を行った。両首脳により発出された日・モザンビーク共同声明では、マプトにおける JETRO 事務所の設置に対する期待が示された。これを受ける形で、2017 年 10 月にマプトにアフリカ 8 か所目となるジェトロ事務所が開設した。

5. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

（1）組織

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）は、2003 年 10 月、独立行政法人日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された独立行政法人である。貿易振興事業の実施や、開発途上国等の調査研究を通じた、貿易拡大・経済協力促進への貢献を目指して、国内外のネットワークや海外ビジネス支援に精通した人材の厚み等を最大限に活かしながら、対日直接投資の促進や農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援、我が国企業活動や通商政策への貢献を実施している。

（2）実施事業

（ア）対日直接投資の促進

「2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増（2012 年比）」という政府目標に貢献すべく、我が国における対日投資促進の中核機関として、海外からの大型案件や経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組や我が国地域への投資を促進するための取組を重点的に実施した。また、既投資企業に対する支援も強化し、二次投資を促進した。

具体的には、誘致担当者が支援対象企業のニーズを把握し、細部までサポートを行う外国企業パーソナルアドバイザー制を導入し、日本拠点の立ち上げ・運営に関する支援を実施。また、地域への投資を促進すべく、地方自治体の実務担当者に対する外国企業誘致研修や、JETRO 国内事務所と地方自治体による共同の誘致プロジェクトを実施するなど、地方自治体の誘致活動を支援した。さらに、外資系企業による国内における人材確保を支援するため、外国人留学生やグローバル人材と国内外資系企業との交流会を初開催した。

（イ）農林水産物・食品の輸出促進

「2020 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円」を 1 年

前倒しで達成するという政府目標に貢献するため、政府が策定した「農林水産物の輸出強化戦略」を踏まえ、関係省庁、自治体、業界団体等と一体となって農林水産物・食品の輸出を推進した。

具体的には、米国の柿輸入解禁に合わせた輸出促進や米国西海岸におけるテスト販売など時宜に合わせた取組を実施したほか、産地間連携により商談規模を拡大して日本食材の売り込みなどを行った。また、日本食品海外プロモーションセンター（JF00D0）を設立し、和牛、日本茶など特定の品目について、それぞれのターゲットとなる国・地域に向けたプロモーション戦略を策定し事業者と連携して実行した。

（ウ）中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など我が国企業の海外展開を推進するため、貿易・投資相談への対応、海外バイヤーの招へいや海外における展示会への出展支援など各種支援を実施した。

具体的には、海外展開を目指す中堅・中小企業を総合的に支援する「新輸出大国コンソーシアム」の事務局を担い、各支援機関の総取りまとめ役として迅速かつ組織横断的に対応した。

また、ロシアで開催した産業総合博覧会「イノプロム 2017」では、初のパートナーカントリーとして大規模ジャパン・パビリオンを組織。アスタナ国際博覧会では日本館を運営し、日本の高い技術力と世界の課題解決に貢献できる日本の姿を世界に向けて発信した。

（エ）我が国企業活動や通商政策への貢献

世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府、企業、研究機関、国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を実施するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献した。

具体的には、EU の個人情報保護の新ルール（一般データ保護規則、GDPR）を中心とした EU のデジタル単一市場戦略の新たな方向性について調査し、欧州ビジネスを行う日本企業向けに情報提供を行った。また、米トランプ政権の動向や北米諸国の政治経済概況を解説する講演を国内各地

で開催、ウェブにて関連情報を発信した。

アジア経済研究所においては、アジアとアフリカの連結性向上による経済効果を独自モデルで分析、インド研究機関等と共同で報告書を作成し「アフリカ開発銀行年次総会」で発表した。また、一帯一路構想の世界へのインパクトについて上海社会科学院と共同研究・発表を行うなど、研究成果の発信・提言を行った。